

土 木 環 境 委 員 会 記 録  
＜第3号＞

平成25年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成25年3月25日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 土木環境委員会記録&lt;第2号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成25年3月25日 月曜日  
開 会 午前10時6分  
散 会 午後5時50分

## 場 所

第3委員会室

## 議 題

- 1 乙第13号議案 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 2 乙第14号議案 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
- 3 乙第15号議案 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例
- 4 乙第16号議案 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 5 乙第17号議案 沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第18号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 7 乙第38号議案 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例
- 8 乙第39号議案 沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 9 乙第40号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 10 乙第41号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 11 乙第42号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 12 乙第56号議案 訴えの提起について
- 13 乙第60号議案 県道の路線の認定及び廃止について
- 14 乙第63号議案 覚書効力確認等調停事件の調停について
- 15 陳情平成24年第76号、同第77号、同第86号の2、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第121号、同第125号、同第127

号、同第140号の4、同第158号の2、同第159号、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第180号、同第199号、同第200号、同第205号、陳情第2号、陳情第7号、陳情第12号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第19号及び陳情第21号

16 閉会中継続審査（調査）について

17 視察調査日程について

---

### 出席委員

委員長	中川京貴君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	桑江朝千夫君
委員	浦崎唯昭君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	金城勉君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

環境生活部長	下地寛君
環境整備課長	古謝隆君
県民生活課長	渡真利雅男君
生活衛生課長	阿部義則君

土 木 建 築 部 長	當 銘 健 一 郎 君
新 石 垣 空 港 統 括 監	茂 上 圭 弘 君
土 木 企 画 課 長	武 村 勲 君
道 路 街 路 課 長	末 吉 幸 満 君
道 路 管 理 課 長	東 樹 開 君
河 川 課 長	徳 田 勲 君
都市計画・モノレール課長	仲 村 守 君
港 湾 課 長	普 天 間 信 栄 君
空 港 課 長	嘉 手 納 良 文 君
建 築 指 導 課 長	宮 城 理 君
住 宅 課 長	豊 岡 正 広 君
住 宅 課 住 宅 管 理 監	登 野 城 正 一 君
企 業 局 長	兼 島 規 君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第38号議案から乙第42号議案まで、乙第56号議案、乙第60号議案、乙第63号議案の計14件、陳情平成24年第76号外29件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長、環境生活部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、乙第38号議案沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 お手元の冊子平成25年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)により、御説明申し上げます。

今回、本委員会に提出しております土木建築部所管の議案は、8件となっております。そのうち地域主権一括法関連議案は、乙第38号及び乙第39号議案の2件となっております。

まず初めに、地域主権一括法関連議案について御説明申し上げます。

511ページをお開きください。

乙第38号議案沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例について御説明

申し上げます。

本議案は、道路法の一部改正に伴い、地方公共団体の条例で定めることになった県道に附属する自動車駐車場及び自転車駐車場に設ける標識表示基準、県道の道路の構造の一般的技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法基準及び県が管理する自動車専用道路と道路等との交差の立体交差とすることを要しない場合の基準を制定するものであります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

**○末吉幸満道路街路課長** お手元に配付しておりますA-4版の説明資料、乙第38号議案沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例について説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

土木建築部長からも説明がありましたように、本条例は平成23年度に施行されました地域主権一括法関連の議案で、沖縄県の県道を新設し、または改築する場合における道路の一般的技術的基準等について定めるものです。

地域主権一括法の施行に伴い、道路に関する法律の中で、道路法第24条の3駐車場料金表示等の標識表示基準、道路法第30条第3項道路の構造の技術的基準、道路法第45条第3項道路標識の寸法基準、道路法第48条の3自動車専用道路と道路等の交差方式を立体交差とすることを要しない場合の基準が改正され、これらの基準は、地方公共団体の条例で定めることとされました。制定案の概要は、3の(1)から(8)までとなっており、第1条から第49条で構成しております。

第1条で条例の趣旨、第2条で用語の定義、第3条で県道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示、第4条から第46条で県道における道路の構造の一般的技術的基準、第47条で県道に設ける道路標識の寸法、第48条で県道である自動車専用道路と道路等の交差の方式、第49条で規則への委任を定めております。また、附則として、本条例は公布の日から施行するとともに、必要な経過措置を定めております。

今回の条例に関する根拠法令は、道路法第24条の3、第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3となっており、詳細については、3ページから4ページに示すアンダーラインにて示しております。

2 ページをごらんください。

条例案の考え方について、御説明いたします。

本条例は、道路法で参酌すべき基準として政令等がある場合は、それらを参酌した内容としております。道路法で参酌すべき基準がない場合は、国の基準

と同様な内容としており、この関係を5ページから32ページまでの参酌すべき基準等と条例制定案との比較表で示しております。また、参酌する政令における積雪地域に関する規定は、本県の地域性に該当しないため、本条例から削除しております。

最後に、県独自の基準について説明いたします。

県独自案として、植樹ますの設置、植樹帯設置対象道路を拡大しております。

参酌すべき基準等はありませんが、沖縄県における緑化施設の整備実態を勘案し、条例案では、植樹ますの規定を独自に定めております。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第38号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第38号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第39号議案沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 539ページをお開きください。

乙第39号議案沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、御説明申し上げます。

本議案は、地域主権一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、県道の特定道路の整備に関する基準を制定するものであります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○東樹開道路管理課長 乙第39号議案の概要を御説明いたします。

お手元の資料1ページをごらんください。

件名は沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例でございます。制定の経緯及び必要性については、土木建築部長が御説明しましたので省略いたします。

制定案の概要について御説明します。

(1) から次のページの(35)までを4ページの議案書の抜粋で御説明いたします。

まず、本条例は第1章から第7章で構成しております。

第1章では総則について定めております。

第2章から第7章までは県道の特定道路の整備に関する基準を定めております。根拠法令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項となります。

6ページをごらんください。

省令から追加・修正した箇所について御説明いたします。

表の左側に国基準、右側に県条例を記載しております。沖縄県福祉のまちづくり条例で追加した箇所は下線で記された部分、沖縄の気候等を考慮して追加した箇所は下線と斜体文字で表示してあります。

具体的な例としては、沖縄県福祉のまちづくり条例から追加された箇所として、6ページの県条例案第5条第3項の「歩道を横断する排水溝を設ける場合は、つえ又は車椅子の車輪が落ち込まない溝蓋を設けるものとする」という部分、沖縄の気候等を考慮して追加された箇所として、7ページの県条例案第12条第9項の「籠内に、空調設備を設けること」、また9ページの第7章第37条、防雪施設を削除しました。

以上、乙第39号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第39号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 条例改正で県道をいろいろ県民が利用しやすいようにするというのは結構なのですが、この条例改正を出す場合に、皆さん方は現在

の道路行政がどうなっているか、実態調査というのをやってからの条例案の提案になっていますか。

**○當銘健一郎土木建築部長** この条例案を出すに当たって、特段そのような特別な調査はやっておりません。あくまでも、今回は地域主権一括法の改正に伴う法律の改正がございましたので一技術的基準がこれまで国によって決められていたものが県におろされたということで、提案をさせていただいているところでございます。

**○嘉陽宗儀委員** 県民が道路を歩いていて、特に障害を持つ方々とか、目の不自由な方々とか、今の道路はこのままではよくないだろうというのは大分ありますよね。だからそれについては、この条例を改正して、身障者の皆さん方も通常の人でも利用しやすくするというのはいくらに結構なのだけれども、ただ条例を出しました、さて、変わるようになったけれども、いつまでに変わるのかというのは何も見えないから、皆さん方は実態調査を踏まえた上でこういう条例改正案を出しているのですか。そうですと言うなら、いつまでに変えるのかということをお聞きしようと思っておりますので。

**○末吉幸満道路街路課長** 今回の条例の制定に際して、当然市町村、行政関係の方にアンケートをとらせていただきました。それで、一通りまとめまして、それからパブリックコメントを1カ月かけさせていただきました。当然県民からの要望、希望等というのは一私どもの条例案に対してどうですかという問いかけはいたしました。ただ残念ながら、パブリックコメントの中で、一般の方からの希望あるいは条例に対する意見というのはございませんでした。

**○嘉陽宗儀委員** 私のほうにも道路に関してあれこれ要請があるのです。だからそういう意味では、ありませんでした。済むのではなくて、やはり今、県民の声が皆さん方に届いていないと。だから改めてこの条例改正の趣旨も各市町村に説明をして、沖縄全体がなるほど、道路行政も変わったなと言えるようなものにしないとイケないと思うのです。これは土木建築部長から決意だけ聞きましょう。

**○當銘健一郎土木建築部長** 今回の条例の改正に当たりましては、先ほど課長からも御説明があったとおり、市町村長へのアンケートや、あるいはパブリックコメントといったようなものを実施しております。またさらに、これまでこ



ういったバリアフリー関係につきましては、沖縄県の福祉のまちづくり条例というものが従来からございまして、今回も福祉のまちづくり条例にあるものは、それはそのままこの条例案の中に取り入れているということで、福祉部門と連携してやっているつもりでございます。したがって、今後いろいろな要請、あるいは道路に関してよりバリアフリーを進めるための御提案等があれば、福祉関係部局とも連携して積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長、あればではなくて、できるだけ積極的に能動的に働きかけて、こうやりますという決意が今必要ではないかと私は言ったのですから、だまっていたらどこも来ないです。

○當銘健一郎土木建築部長 バリアフリーを進めるというのは県の当然の方針でございますので、それは今回条例案を提出させていただいておりますけれども、この条例の改正とか、そういうものについても必要があれば積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認したいのですが、説明書の6ページの県条例の件で、今嘉陽委員からあった質疑に関連して、歩道を横断する排水溝の溝蓋でしたか、車輪が落ち込むようなふたというのは、感覚といいますか、イメージとしてはグレーチングかなと思うのですが、その歩道にグレーチングがある場合は落ちないようなふたに変えていくのだということなのですが、これは歩道だけなのか、あるいは車道も含めて、横断する横断溝についても変えていくような条例なのか、その辺はいかがなのですか。

○東樹開道路管理課長 今おっしゃったものは、全ての道路のグレーチング、特に歩道にあるところについては、車椅子、ついで歩く人一步行者に対することを考えております。ただ、今言う車の横断、例えば十字路で市町村道から入ってくるとか、そういうところでグレーチングがあるものについては車が通りますので、そういうところは車ですので、そこまではやっていないということです。

○仲宗根悟委員 この横断溝の場合は、横切っている横断歩道を避けながら側

溝がついているという状況なのかな。

○東樹開道路管理課長 歩道にはほとんどグレーチングが入っていません。ただ横断する場合の十字路の横断歩道がある部分は、入る場合があるものですから、その場合は必ずこういうつえが入らないとか、そういう部分に必ず変えなさいという条例になります。

○仲宗根悟委員 確かに横断歩道上にグレーチングがあつて一すぐ横から通っている部分というのは見たりもするのですが、その場合も結局は横断歩道だけに、目の不自由な方々も通る場合はグレーチングを通って行くのかなと思ったりもするものですから今質問をしたのですが、その辺はいかがですか。

○東樹開道路管理課長 横断歩道上にある場合は今言った処置はするのですが、横断歩道上から離れた場合、またこれがどのぐらい離れているかによると思うのです。ですから、近い場合は少し考えますけれども、やはりある程度離れている部分はこういう処理はやらないということになります。

○仲宗根悟委員 もう一度確認なのですが、これは県が管理する道路、それから市町村が管理する道路とあるのですが、市町村を含めてそういった協力といひましようか、県条例に関して、そういったふたは変えていきなさいということになるのですか。

○東樹開道路管理課長 この地域主権一括法は市町村もつくらなくてはいけないのです。ですから市町村もこういう条例をつくらなくてはいけないです。これはあくまでも県管理道路の条例ですので、県管理だけです。市町村もそれぞれ各市町村で制定していきます。県に参酌するように指導はしております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第39号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第40号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。  
當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 553ページをお開きください。

乙第40号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、道路法施行令の一部が改正され、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波一時避難施設が、道路の占用許可対象物件として追加されたことに伴い、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○東樹開道路管理課長 乙第40号議案の概要を御説明いたします。

お手元の資料、1ページをごらんください。

件名は沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

改正の経緯及び必要性については、土木建築部長が御説明しましたので省略いたします。

改正案の概要については、4ページ、道路の占用許可対象物件を追加しました。第7条第2号に掲げる工作物として太陽光発電設備及び風力発電設備を別表に追加し、占用面積1平方メートルにつき1年単位で、市部1000円、町村部820円としております。また、第7条第3号に掲げる施設として津波一時避難施設を追加し、占用面積1平方メートルにつき1年単位で、市や町村の所在地にかかわらずAに0.028を乗じて得た額となります。

なお、Aとは、近傍類似地の土地の時価のことでございます。

その他のアンダーライン箇所については、引用する法令の条項移動に伴う字句の整理を行いました。

以上、乙第40号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第40号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今回の改正によって占用料の収入は、幾らふえるのですか。

○東樹開道路管理課長 現在この実例がありません。今避難のものも、風力発電も、これは道路の上にその施設をつくった場合の占用ですので、ほかのところには一道路以外のところにはあるのですが、道路上に現時点、この3つがないということで実例がございません。

○嘉陽宗儀委員 議会に議案を提案するからには、少なくともこういう収入に係る質疑が出てくる可能性があるわけだから、条例を出すに当たって概算をするとか、実例がなければ他府県も調べるとかいろいろやって、少なくとも議会にはこの数字的なことは明示できるようにすべきではないでしょうか。それ以上は言いませんが、土木建築部長、どうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 道路法の施行令が改正されたことによって、これまで占用許可対象物件になっていなかった太陽光発電とか、あるいは津波の一時避難施設というものが許可対象になったということでございます。したがって、これまでの道路上にこういった施設がございませんので、その道路上にこういう施設を置きたいという需要がどれぐらいあるのか、一般的には民有地に置きたいということがあるのでしょうけれども、あえて道路上に置きたいという御要望がどのぐらいあるのかというのが需要を把握しきれれておりませんので、年間どのぐらい出てくるのか、あるいはゼロなのかというのが把握できないということでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 そもそも道路上にこういう占用物を置くという事案は今までにないということなのですが、道路上にこういう占有物を置くという事例は、他府県の例ではあるのですか。

○東樹開道路管理課長 まず、全国的に太陽光発電を道の駅に、道路管理者が設置したことはあるのです。ただし、設置する事例はあるのですが、それは道路管理者がやっていますので、占用料が免除されているのです。道路管理者ですので、本来取らないのです。取った事例はまだないのです。ただし、全国の高速度道路や直轄国道を考えますと、太陽光発電は、もう道の駅に約96カ所の設

備があります。

○奥平一夫委員 沖縄県でそういう事例が出るとしたら、どういうものを想定しているのですか。

○東樹開道路管理課長 今言いました道の駅が特に可能性が十分あります。

○奥平一夫委員 県内の道の駅で道路占用するだろうという、例えばどういう道の駅があるのですか。

○東樹開道路管理課長 もともとは道の駅は直轄国道、例えばここで言いますと、許田の駅は国道58号線の道路区域として設置されておりますので、あれは道路の一部になっているのです。ですから全国も道の駅は割と道路の一部としてつくられております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第40号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第41号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 555ページをごらんください。

乙第41号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が調ったことから、久米島町が処理することとする条例に改正するものであります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○仲村守都市計画・モノレール課長 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例案を御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

説明の前に条例の概要ですが、沖縄県屋外広告物条例とは屋外広告物法一昭和24年の法律でございますが、その規定に基づき良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うものです。

改正の経緯及び必要性について説明いたします。

根拠法令は、地方自治法及び屋外広告物法の規定に基づきます。

屋外広告物法及び条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限の移譲の協議が調いました久米島町が処理することとするための条例改正です。

条例の改正は平成22年から順次権限の移譲を進めまして、今回で4回目。1市1町6村で移譲済みでございます。

次に、改正案の概要を新旧対照表で御説明いたします。

2ページをごらんください。

第5条、第9条及び第13条は、常用漢字の改正により平仮名で記載されていた部分を漢字に改めるものでございます。

次に第47条の表をごらんください。

この欄の第1項から第25項左側の算用数字の数値です。次の3ページにまたがりますが、屋外広告物の許可申請、違反広告物の是正に関する事務及び簡易除却に係る事務となっております。権限移譲される主なものを紹介しますと、3項から7項が張り紙や張り札といった違反広告物の除去、除去した広告物の保管で法律の権限の移譲でございます。8項から10項は広告物の申請の許可に関する条例に定める事務でございます。これらの事務を処理する市町村、これは同表の右の欄に掲げる南城市、ほか7町村に、アンダーラインの部分で今回協議の調いました久米島町を加えたものでございます。

附則と経過処置は省略いたします。

以上で、概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第41号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 屋外広告物商業用の看板が出ていますね。あれはこの沖縄県屋外広告物条例の範疇のものですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 沖縄県屋外広告物条例の範疇でございます。

○嘉陽宗儀委員 いろいろ基準と言うのですか、建築基準法なら建築基準法も規制があると思うのですけれども、それはあるのですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 屋外広告物法と、今回改正の提案をします条例の中の規制を受けることになります。

○嘉陽宗儀委員 あれは大きなものから小さなものまでありますけれども、別に大きさに対する規制というのはないのですね。

○仲村守都市計画・モノレール課長 大きさに対する規制はございます。

○嘉陽宗儀委員 基礎的なことだけ説明してもらえますか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 事例を御紹介いたします。例えば広告塔でございますが、建物の屋上にある広告塔、これは1面が30平方メートル以下という基準がございます。それから高さとかの基準もございまして、それから広告板も同じように、例えば建物の壁面に広告板を取り付ける場合も壁面全体の面積の3分の1以下、しかも最大表示面積は30平方メートル以内といったような規制がございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今回は久米島町が挿入されるわけですがけれども、久米島町がこれまでできなかった理由というのはどういう理由があったからですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 市町村への権限移譲というものは、対等な立場で市町村と協議をします。これまで引き続き協議を続けてきた中で協議が調ったということでございます。

○奥平一夫委員 それ以外に県内で権限移譲がされていない市町村というのがありますか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 現在、1市1町6村が権限移譲をしております。あとは那覇市は中核都市に移行しますので、新年度からは権限が移譲されます。残りの市町村が、まだこれから権限移譲を予定しております。

○奥平一夫委員 いわゆる移譲されていない市町村に対して県はどういう働きかけをしているのですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 毎年、年度の当初に権限移譲に関する説明会を催しており、さらに年に1回は関係市町村に対する説明会を開催しております。

○奥平一夫委員 それにしても、11市のうちの今のところは1つです。それで那覇市を加えると2つ、あと9つの市が権限移譲もされていないということなのですが、これは何か理由があるのですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 事務を受け入れることに伴う財政上の負担とか、人員の確保が困難といった意見とか、それから従来どおり県が行うほうがいいといった意見とか、さまざまでございます。

○奥平一夫委員 これは権限移譲をすると同時に、いわゆる事務費も国や県から幾らか援助してもらおうということもあるわけでしょうか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 権限移譲するのは大きく2つに分けられます。許認可権という権限が移譲されます。それには市町村に対して広告物の建設の許可の申請がされますと手数料というものが入ってきますので、これは手数料収入になります。それから一方、簡易除却をしますと簡易除却にかかった件数に応じて、かかった経費として交付金を県から交付することになっております。



○奥平一夫委員 今回の沖縄県屋外広告物条例というのはどれに当たるのですか。両方あるのですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 簡易除却に関しましては、地方財政法の規定によりまして、交付金を交付することになっております。一方、許認可権は、屋外広告物法という法律の権限が移譲されますので、その法律の中に使用料というものが徴収できるような仕組みになってございます。

○奥平一夫委員 県がやったほうがいいという市の考え方で、特に権限移譲をそれほど積極的に受け入れないという市の大きな理由というのはどういうところがあるのですか。人が出せないとか、事務量がふえるとか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 市町村からどのぐらいの業務量があるのかといったところが、かかわっていないといったところに前提があるのでしょうかけれども、やはり委員がおっしゃるように、人間的なものだといったものを御心配されているところが多いようです。

○奥平一夫委員 いずれにしても、権限をぜひ移譲したいという、県としてはそういう意向があるわけですね。今権限移譲されている市町村がありながら、他方でそれを受け入れない市町村もあると。非常にいびつな形になっていますね。県はどう考えて、権限移譲をどう進めていこうと考えていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 御指摘のとおり、この沖縄県屋外広告物条例に限らず、県は地元でやったほうがいいのかのような許認可とか、今回の簡易除却とか、そういうものについては移譲を進めていくという方向性は持っております。したがって、毎年定期的あるいは不定期に権限移譲の説明会などをやったりしているのですけれども、なかなかやはり地元の市町村の方のお話を聞きますと、組織がない、あるいは人が足りないということと、あるいは今まで県がやっているのだから、県でやってもらったほうがいいのかとあります。ですから、もっと丁寧に、例えば今回の許認可でも、こういうマニュアルでやれば初めての方でもきちんと許認可業務ができるとか、簡易除却についてもこういうマニュアルでやってくださいとか、そういうマニュアルをきちんとそろえて市町村に今後は移譲をお願いしていくという対応が必要になるのかと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第42号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 557ページをごらんください。

乙第42号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、建築基準法施行条例に基づく劇場等の制限緩和等の知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が調ったことから、建築主事を置く那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市及びうるま市が処理することとする条例を改正するものであります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○宮城理建築指導課長 お手元の説明資料をお願いします。

初めに、この建築基準法施行条例は、建築基準法に規定する建築物の敷地、構造または建築設備に関する安全上、防火上または衛生上必要な制限を、地方公共団体がその地方の気候もしくは風土の特殊性または特殊建築物の用途、規模に応じて上乘せするための条例でございます。現在、全ての都道府県において設けられている条例でございます。

1ページ、中段をごらんください。

改正内容を御説明いたします。

改正点は大きく2点ございます。1点目は、建築基準法施行条例に基づく知事の権限に属する認定事務の一部について、建築主事を置く5つの市に権限を移譲するための改正でございます。移譲する事務は、第17条の2に基づく劇場等における出口や階段、廊下の幅等避難に関する制限規定を緩和する認定事務を初め、第24条第1項及び第2項、第25条第1項、第26条第1項及び第27条第

1項に基づく制限を緩和する認定事務の5つの条文と6つの項目に関する認定事務でございます。もう一つの改正点は、法令の一部改正により生じた条項ずれ等の修正をあわせて行うものでございます。

改正の効果について、下段にイメージ図で御説明いたします。

この改正によって、建築基準法に基づく建築確認審査及び本条例に基づく制限の認定事務を、所管する行政庁を一本化することができます。例えば、那覇市の行政区域に関しては、特定行政庁である那覇市に全て委ねられるということになりますので、事務処理の円滑化、迅速化及び効率化が図られて、県民サービスの向上につながるものと考えられます。

改正条例の附則において、施行期日及び経過措置を設けております。なお移譲先の特定行政庁である5つの市とは、地方自治法第252条17の2第2項に基づく協議を行い、同意をいただいております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第42号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 耐震構造問題についてですけれども、公共施設などについて耐震構造に適しているかどうかという検査は終わっていますか。

○宮城理建築指導課長 県有建築物の耐震化率については、耐震診断等を行って、チェックをかけて、現在83.2%は耐震化が進んでいるという状況になっております。

○嘉陽宗儀委員 特に教育関係、学校などで見てきたら、かなりコンクリートが剥げたりしているところがあるのですけれども、そういうところは終わっているのですか。

○宮城理建築指導課長 全ての学校施設について診断が終わっているのかどうかというのは把握しておりませんが、今回この耐震化というのは、昭和56年に

施行されました新耐震基準、その基準に満たない建築物についての耐震化ということを進捗しておりますので、古い建物については診断等を行って建てかえ等が進められているものだと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 これは耐震に適合している構造であるかどうかという判断は市町村がやるのですか、皆さん方がやるのですか。

○宮城理建築指導課長 これは法に基づいて耐震診断という技術的な審査を行いますので、それは市町村が発注して一市町村有の建築物については市町村が発注して確認をするという流れになります。

○嘉陽宗儀委員 県に関するものだけは皆さん方がやるのですね。

○宮城理建築指導課長 そうでございます。

○嘉陽宗儀委員 高等学校の耐震化対策というのはどのくらい進んでいますか。

○宮城理建築指導課長 学校施設につきましては、学校を管理する教育庁で行っておりますので、詳細な棟数等については把握しておりません。

○嘉陽宗儀委員 これは後で教育庁に聞きますけれども、皆さん方が管轄する施設についてはもう終わっていますか。

○宮城理建築指導課長 県有建築物全体を我々が管轄していることではなくて、それぞれの管理者が一義的には把握するものでございます。ただ県全体で、昭和56年以前に建てられた棟数というのは全部で437ございまして、そのうち耐震診断を実施した棟数というのは276ございまして、結果的に耐震化があると判断されたのが140ございまして、その残りの部分についての把握というのは今後進められていくことになるかと思っております。

○嘉陽宗儀委員 これまでのところはやはり調べて、今は防災計画もきちんとやるようになっていくわけですから、きちんと確認してほしいと思うのです。今問題は新しくつくる場合に、例えば埋め立て地に建てる場合に液状化現象というものが起こっているでしょう。これに対する対応というのはどうなってい

ますか。

○宮城理建築指導課長 建築確認を行う際に、液状化等が起こる可能性の高いところについてはその対策というのが求められます。構造審査の中でこれはチェックする項目になりますので、十分な状況であるかどうかというのは、建物を建てる段階での審査が行われるということになります。

○嘉陽宗儀委員 建物をつくる前に、皆さん方としてはどの地域は液状化現象は起こる可能性があるというのは少なくとも掌握をして、建物をつくる場合でも前もって注意できるような体制をつくるべきではないですか。現場でそのまま現場任せですか。

○宮城理建築指導課長 現在、どの地域がどの程度の液状化を起こすのかというのは把握しておりません。ただ地質というのは少々離れた距離でも非常に変わるということもございますので、この現状としては確認申請の段階で個別に審査をしていくということになるかと思えます。

○嘉陽宗儀委員 今後皆さん方が頑張ってもらって、沖縄の県道を今はこれだけの面積になっているけれども、幾ら埋め立てが行われた、どの地域が海から埋め立てられたというのは既にわかっているわけだから。それについては、例えば那覇市でも埋立地域があるわけだから、これは東日本大震災の結果から言うとかかなり液状化現象が起こるという可能性はあるわけだから、やはり前もって調べて、こういうことが起こらないような策を講じておくというのが大事ではないですか。

○宮城理建築指導課長 全てではございませんけれども、これまで確認審査等で行われてきたボーリングデータ等がありますので、そのあたりは十分蓄積して、今後反映させていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この耐震化も、本土の構造物はほとんど木造だから補強で済んでいるけれども、沖縄の場合にはコンクリートだから簡単にいかないことがあるわけです。それだけに、やはり行政としては最大の注意喚起をして、もちろんそういう災害がないのにこしたことはないけれども、一旦備えるという防災計画からいえば、皆さん方が必要な対応をしておくべきだと思うのですけれどもどうですか。

○宮城理建築指導課長 耐震化につきましては、今別途事業として耐震化促進を進めているところでございます。テレビや新聞等での広報啓発も含めて、積極的に耐震性の重要性について周知を図っていきたいと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第42号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第56号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 580ページをお開きください。

乙第56号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、今回の対象者は58件、66人であります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○豊岡正広住宅課長 まず、580ページ4の請求の趣旨について御説明をいたします。

沖縄県の県営住宅使用料滞納者らに対する請求の趣旨は、(1) 被告らに対し被告らの入居している県営住宅の明け渡しを求める。(2) 被告らに対し未納家賃及び契約解除日から明け渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償の支払いを求める。(3) 訴訟費用は被告らの負担とすることを求める。以上についての判決及び仮執行の宣言を求める

ものであります。訴訟遂行の方針といたしましては、必要があれば上訴または和解するものといたします。

次に、お配りした説明資料乙第56号議案訴えの提起についてを簡単に説明いたします。

1 ページをお開きください。

訴えの提起、概要についてであります。今回の議案における訴えの提起対象者は58件、66人であります。1件で複数名を対象としている事例があるのは、名義人が転居をした後に、その同居人が占有をしている場合は、名義人及び現在占有をしている者の両方を訴える必要があるためでございます。今回の58件の滞納総額は924万9400円です。

続きまして2ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についてでございます。

それぞれ滞納月別に短期、中期、長期滞納者の対応について示しております。

法的措置の実施については、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めないものに対して行っております。なお、法的措置対象者選定委員会においては、1つ目として、入居者又は同居親族が疾病又は療養のため、多額の出費を余儀なくされていると認められる者、2つ目として、最近主たる生計維持者が死亡した者、3つ目として、最近不慮の災害に遭った者等については今回の対象者から除外をしております。

次に4ページになりますが、生活に困窮している入居者については、状況に応じ、収入再認定及び県営住宅使用料の減額を行っております。その実施状況は下の表に示しているとおりであります。なお、減免規定については現在その制定に向け取り組んでいるところでございます。4ページの5行目、減免と記述しているものを免除と訂正させていただきたいと思っております。

5ページは法的措置の実施状況と結果についてです。

平成21年度から平成24年9月議会までの議決対象者697件の法的措置の実施状況を示しており、提訴後の状況は(1)から(5)のとおりとなっております。明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としては、家庭状況に可能な限りの配慮を行い、必要に応じて福祉事務所と連携をしながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

以上が今回提出しております当議案の概要説明でございます。

訴えの提起につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経なければならないことから、本議案を提出するものであります。

以上、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第56号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 いつものおりですけれども、滞納の原因というのは皆さん方はどれだけ把握していますか。

○豊岡正広住宅課長 滞納の理由ということなのですが、失業、転職、給与減等による収入の減少が8件、それから消費者金融ローン等の借入金返済等で2件、病気、事故等が2件、その他学費の出費等ということで6件となっております。

○嘉陽宗儀委員 毎年いつもこういう時期にこの議論になるのですけれども、払う能力があるのに払わないという人はいるのですか。

○登野城正一住宅課住宅管理監 例えば、平成22年度の9月議会、2月議会の議決件数の中で220件の件数がございまして、大体220件から7割強の方が最終的に納めていまして、最終的には議会の議決を求める件数になって、今回58件となっております。こういった提訴するというのを申し上げますと、大体7割強の方が払ってくるというのが現状でございまして。

○嘉陽宗儀委員 私が真意を確かめたいというのは、少なくとも皆さん方は努力をして払えと言っているけれども、払わないですよね。その払わない人たちの中には当然収入があって払う能力があるけれども払わないという人もいるだろうし、やはり仕事がない、生活困窮、年金もどんどん減らされて、特にお年寄りなんかは年金収入だけで家賃も払えないという文字どおりの生活困窮者もいるだろうと思うのです。その実態の中身をよくつかんでいますか。それで払えるけれども払わないというのは何割ぐらいですかと聞いているのです。



○豊岡正広住宅課長 公営住宅の家賃は応能、応益という制度をとっていただき、収入に応じて家賃が定まるということで、基本的にはこういった払えるものと一例えば生活保護受給者の場合でもそういった住宅扶助の部分で応能、応益家賃を払えるようになってきているものですから、その制度としては払えるものという前提で我々は取り扱っております。

○嘉陽宗儀委員 これを議論すると長引きますのでこれぐらいにしておきますけれども、この最低限人間として生きていく場合に衣食住は保障されなければなりません。これは憲法第25条でもそうです。公営住宅法はどうなっているのですか、住まいについては。

○豊岡正広住宅課長 公営住宅法の第1条ということで、目的は法律の中で規定されているのですが、少し読み上げてみます。第1条ですけれども、この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸する、という規定になっております。

○嘉陽宗儀委員 低廉な家賃ということを含めて、それで減額、どうしても払えないのは免除制度というのがあるわけで、だから問題は人間が生きる上で最低限度住む家だけは保障しなければならないと。これが公営住宅法の本質です。だから今の世の中は仕事がない、収入がない、食べるものもない、小学生なんかだったら家で食べるものがないものですから、学校の昼間の給食だけで飢えをしのいでいるという生活困窮の実態があるわけです。そういう中でそれで今の場合には住む家があるから、生き抜いている人たちもいますし、それから皆さん方は払う能力があると言っているけれども、あの人たちは追い出される、裁判にかけられるそうだとしたら、皆親戚も兄弟も全部相談しに行つて、助ける人は助かっているのです。助からない人は結局払いきれない。だから住宅行政というのはもっと生活困窮者に光を当てて対応しないと。これはやはり人間らしい生活の保障というのはいけません。それで少なくとも生活困窮者についての今までは減額制度をやってきたけれども、皆さん方の減免制度ですから、免除制度を前はあつて言っていますけれども、やはり今はない。改めて免除制度をつくって、にっちもさっちもいかないという場合には救済の方法というものをつくるべきではないですか、開くべきではないですか。

○當銘健一郎土木建築部長 たしかこれは予算特別委員会のときにもお答えを

させていただいたのですけれども、確かに公営住宅法、それから条例のほうにも家賃の減免または徴収の猶予をすることができるという規定がございまして、条例のほうには幾つかの場合はできるとあります。ただしそれは、具体的なものとして補足する実施要綱の中では家賃の減額率というのがございまして、これは50%までしかできないと。要するに免除ができないようなことになっておりましたので、それで予算特別委員会的时候には免除もできるような形で規定を整備したいと申し上げました。全国の都道府県なども調べてまいりましたので、それをもとにして、特定の条件が整った場合には免除ができるような形で規定を整備したいと考えております。

**○嘉陽宗儀委員** ぜひ、今言った免除、猶予規定というのはやはりきちんとして、住む家だけは保障するという体制をぜひつくってほしいと思うのです。私がいつも心を痛めているのは、結局は明け渡し判決に至って、この資料によると強制執行に至った者が18件と書いてあります。この家族状況というのはどのような状況ですか。18件のおおよその中身は。

**○登野城正一住宅課住宅管理監** 18件の内訳なのですけれども、母子世帯が3件、父子世帯が3件、多子世帯—18歳未満の子供が3名以上いる子供たちの家庭なのですけれども、それが1件、一般世帯が11件、計18件となっております。

**○嘉陽宗儀委員** 皆さん方はそういう世帯に対して、強制執行はどのような方法でやりましたか。

**○登野城正一住宅課住宅管理監** この18件につきましては平成21年に議会の議決を経ておりまして、既に強制執行に至った数が18件あります。

**○嘉陽宗儀委員** この議論はこれ以上しませんけれども、強制的に追い出された人から恐らく県議の皆さん方にも相談が行っていると思うのです。私のほうにも追い出された、しかし安い家はない。助けてくださいと。私ども議員のほうに来るわけです。議員ですからもっと安いところがあるかどうか探しましよと努力はしますけれども、基本的には各議員の皆さん方のところにも駆け込んでいるのではないかと思うのだけれども。そういうことがないように、少なくとも行政が公的に保障すべきだから、そういうことがないようにしてほしいということで終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 皆さんは減免の中の免除が実際にはできない状況にある。それを免除規定も条例の中でも打ち込んで、きちんとできるようにしたいという答弁を今しているわけですが、これはいつまでに整備をして、議会に提案する予定ですか。

○當銘健一郎土木建築部長 このことについて、条例のほうでは既に家賃の減免または徴収の猶予をすることができるという条文になっております。それを実施するための実施要綱の中で、減免がどういう形でできるかというときには50%までしかできないということで免除ができないことになっております。その免除ができるような形で実施要綱を改正していきたいということでございます。

○新里米吉委員 そうすると実施要綱が問題ということは議会に諮る必要もないわけで、恐らく皆さんの行政の中での要綱の修正をすればいつでも実施できるということになるわけですね。

○當銘健一郎土木建築部長 この件に関しては条例の改正とか必要がないものと考えております。

○新里米吉委員 あとは皆さん執行部内での話し合いをして、早目にこれができるようにしないとまずいのであって、そういう姿勢を持っていますと言いながら、議会の問題でもない執行部内での調整だけの問題しかないのに、なかなかいつやるかもわからないというのはちょっと理解に苦しむのだけれども。6月議会には一そのころまでには報告できますとか、そういうことは言えないのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 全国の調査は一旦終わりましたので、これからうちが参考となるような都道府県に対して、もう一度詳細な聞き取りなどをやっていきたいと思っております。もう一つ、減免の件で申し上げますと、本議会においてシングルマザーの家賃の減額についても副知事のほうから前向きに検討するという答弁をさせていただいておりますので、こちらはこの要綱にかかわってくるものですから、できれば同時にやりたいと。どちらかが余りおくれ

るようであれば片方先にということもありますけれども、できれば同時にやっていきたいと。したがって早目に対応はしたいと考えております。

**○新里米吉委員** 気になるのは、5ページに書いてある強制執行と明け渡し判決後占有中の者と、18件と13件あるわけです。これがなぜこういう事態になっているのかということを含めて。そして今回58件、66人—この58件の訴えの提起の中で、失業などして収入がないと。収入がないけれども、生活保護がどうなっているのかとはっきりしないと。生活保護を受けていれば当然その中に家賃分も入っているということになります、その失業中の人、収入がない人が生活保護の手続がされていないとか、こういう事例がないのかどうか。そういうのがあるとしたら、これは皆さんどういう形でそういった取り組みをしているのか。会いに行ったけれども会えませんでしたではなく、こういう事例があると非常に困るわけです。全部収入があって納めていないというのだったら個人の問題ということになるけれども、そこら辺がどうもちょっと曖昧な部分を残しているなどと思って気になっているのですが、そこはどうですか。

**○登野城正一住宅課住宅管理監** 今回の58件の中には、生活保護受給者はゼロでございます。ほとんどが一般世帯でありまして、一般世帯が39件、障害者世帯が4件、母子世帯が6件、老人世帯が4件、多子世帯が5件という構成になっておりますけれども、ほとんどが収入減とか、先ほどの住宅課長から説明したように、失業、転職、給与等々によって収入が減少したりとか、ローンの返済とか、そういった方々がいて、収入がゼロの方も……。

**○中川京貴委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員長から明確に答弁するよう注意があった。)

**○中川京貴委員長** 再開いたします。

豊岡正広住宅課長。

**○豊岡正広住宅課長** 順序を追って説明をしますけれども、滞納が発生した段階で、例えば1カ月滞納した段階で、指定管理者が文書とか電話とか、場合によっては訪問しています。その際に、そういった生活保護手当等の制度、窓口の説明、紹介もしております。それから3カ月滞納の場合は、今度は指定管理者のほうで面談を行っております、聞き取りをする中で、例えば、生活保護

一本来は対象者ではないかと思われるような世帯に対してはこういう制度もいかがでしょうかという説明もしております。こういった、公営住宅法のいう収入の中にはカウントされないような母子手当ですとか、年金、障害者手当というものも実質的には収入としてある可能性もあって、我々のほうでそういう実質の収入が把握できないような状況もあります。

○新里米吉委員　ないのですよね。極端に言えば収入ゼロの人はいませんかと聞いているわけです。それについては曖昧な返事なのです。こういうことをやりました、話してきました、皆さんと話してきたら会えない人もいっている。これは会えた人の話をしているわけです。会えなかった人たちの中に収入ゼロとか、収入が著しく減ってもう一月、例えば四、五万円しかないとか、三、四万円しかないとか、食べるのが精一杯で家賃が払えないと。こういう人たちがいないのかどうか、そういう人たちに明け渡しを要求するということの事例がないかどうかを心配しているのであって、だから先ほどの免除の規定も含めてやっていかないと、もっとこれをしっかり調査できる体制づくりをしないと。強権発動するわけですから。強権発動するのに曖昧さが残っているという感じを最近受けるものだから心配しているのですが、どうなのですか。

○豊岡正広住宅課長　今回のそういった訴えの提起の対象者の中には、確かに公営住宅法上の収入、申告に基づくとやはりゼロという世帯も何件かございます。ただ先ほど来説明しているとおり、公営住宅の制度自体がやはりそういった低額な家賃を設定して、それをもらって運営として一運用として成り立っているということが一つあることと、あと先ほど少し説明したとおり、各滞納の段階において福祉の窓口、そういったものも十分こちらのほうとしても紹介をしておりますので、そういったことで本来福祉のほうでそういう手当がなされれば、そういう家賃も払える制度ということでございますので、そういう制度ということで我々は理解しております。

○新里米吉委員　余り時間をかけたくはないのだけれども、福祉の制度もありますと言うけれども、福祉の制度の紹介ができていないという人が一部にいるのではないのか。これを懸念しているわけです。先ほどまでは他の答弁をして言わなかったけれども、やっとあなたたち収入ゼロの話を、それはありますと言っている。ところが、訪ねて会えた人はその状況に応じて生活保護手続をやってもらいましょうとやってもらう。会えなかった人もいっていることをこの間私が皆さんに話したら、そういう話もあるものだから、なかなか会いたがら

ない人とか、行っても会えなかったとか、会えなかった人は紙を書いて訪ねましたと、これで終わっている。なかなかそういう厳しい方々の中には、そういうものを読んで自分はどうすればいいかが対応しきれない人もときにはいると思うので、そういった人たちに対しては福祉の窓口の紹介もできていないというのを何となく感じるわけです。そういうグレーゾーン的なはっきりしない人たちが何件かあるのに、その人たちも含めて法的措置をとりましょうというのと、やはり引っかけりを感じるわけです。そういうのはありませんと言うならば引っかけりを全く感じないけれども。そういうことを感じているものだから、気にして最近の質疑応答の中ですっきりしない部分がこのごろあるなというのを感じています。それだけに、これをやる場合には免除措置も含めてきちんとしっかり調査もして、この人たちは免除しないといけないとか、そういうことをした上での強制執行でない。どうも曖昧さを残したままでそういう形があるというのがだんだんわかってきたので、気になっています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第56号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第60号議案県道の路線の認定及び廃止について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 588ページをお開きください。

乙第60号議案県道の路線の認定及び廃止について、御説明申し上げます。

本議案は、県道具志川沖繩線の一部について、うるま市及び沖繩市が市道として認定したことに伴い、具志川沖繩線の県道を廃止し、新たに具志川前原線として県道認定するため、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○東樹開道路管理課長 乙第60号議案県道の路線の認定及び廃止について概要を御説明いたします。

説明資料の3ページをごらんください。

本議案の概要を示した図でございます。

青の実線が、現在の具志川沖繩線、県道33号線です。青の点線が、沖繩市において平成24年12月6日市道認定された大里古謝線でございます。赤の点線が、うるま市において平成23年4月22日市道認定された前原6-158号線となっております。本議案は、青の実線の具志川沖繩線を廃止し、新たに赤の実線の具志川前原線として認定することにより、沖繩市道及びうるま市道として、それぞれ移管を行うものであります。

以上、乙第60号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第60号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 この図面からすると今回の認定の具志川前原線の起点、終点のところですが、間に点線の部分が残っているのはなぜですか。

○東樹開道路管理課長 うるま市道との間に残っているのは現在4車線の沖繩環状線になっておりますので一沖繩環状線のままで県道認定されておりますので、そのままです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第60号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第63号議案覚書効力確認等調停事件の調停について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○**當銘健一郎土木建築部長** 最後に、追加提案をさせていただきました乙第63号議案覚書効力確認等調停事件の調停について御説明いたします。

お手元の冊子平成25年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その4）により、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

本議案は、平成24年3月26日に日本航空株式会社を相手として申し立てた民事調停事件について、東京地方裁判所において、県及び日本航空株式会社双方で解決に向けた調停協議を重ねた結果、裁判所から調停勧告を受け、その調停条項案の受託について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これより、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○**嘉手納良文空港課長** 乙第63号議案覚書効力確認等調停事件の調停について御説明いたします。

お手元の乙第63号議案の説明資料をごらんください。

説明資料1ページをお開きください。

下地島空港の位置図及び概要を記載しております。

2ページのほうにつきましては、空港の概況について記載しております。航空需要の著しい伸びを背景に、昭和41年航空審議会の答申を受け、運輸省は全国的にジェット機訓練用飛行場の適地調査を行った結果、下地島を最適地として選定しております。これを踏まえまして、当時の琉球政府は昭和44年にパイロット訓練飛行場の誘致を決定しております。

次に3ページをお開きください。

下地島空港の沿革を記載しております。

下から3行目をごらんください。

平成21年の経営破綻を受け、日本航空株式会社は平成22年5月から下地島空港での訓練を中止しており、平成23年3月には覚書の解約の通知、平成24年2月には覚書の解約及び下地島空港からの撤退を県に通知しております。これを受けて県では、平成24年3月県議会の議決を経て、調停の申し立てを行っております。

4ページをごらんください。

空港の施設の概要及び年度別訓練の状況を記載しております。

詳細は5ページをごらんになってください。

表の右から2番目の欄が訓練回数の変化でございます。平成4年度の約2万9000回をピークに年々減少傾向にありましたが、平成13年度以降は団塊世代の



大量退職や新機種移行の訓練のため増加傾向に転じましたが、平成22年の日本航空の撤退などもあり、現在は約1万2000回程度の訓練回数となっております。

6ページをごらんください。

昭和54年に県と航空会社4社との間で交わされた覚書でございます。この覚書の中で航空会社が県に支払う練習使用料が定められております。現在は、アンダーラインを引いた部分、すなわち年間維持費と国有資産等所在市町村交付金について航空会社に負担をしていただいております。

9ページをお開きください。

民事調停に関する裁判所のパンフレットを掲載しております。

県としては手続が簡単で円満な解決が見込まれることから、訴訟ではなく民事調停に持ち込んでおります。

11ページをお開きください。

調停申立書と当事者目録を添付しております。

13ページは申し立ての趣旨、14ページは紛争の要点を記載しております。日本航空の1年間の解約予告期間は不当に短く、県としては新たな利活用を検討し、それに対応する施設整備を行うためにはおおむね5年の期間が必要であり、当該期間の覚書の継続と操縦練習使用料の負担を求めたものであります。

15ページをお開きください。

ことし2月22日に東京地方裁判所から出された調停勧告書でございます。

この中で年間3億円という金額は多額であり、日本航空の覚書解約については相当の経済合理性があること、また長期にわたる覚書といえども日本航空が解約申し入れを行うことは許されないと解釈することは困難であること、さらに土地の賃貸借契約は契約当事者がいつでも解約の申し入れを行うことができ、解約の申し入れから1年を経過した時点で終了するとされていることなど、総合的に勘案すると日本航空の覚書解約の申し入れの効力を否定することは困難であるという裁判所の見解が示されております。このようなことから県としては、調停を破棄し訴訟に持ち込んでも不利と判断し、互譲の精神に基づき調停案を受諾したいと考えております。

17ページをお開きください。

今回の調停内容でございます。

主なものを説明いたしますと、第1項では日本航空株式会社が県に対して、解決金として1億7000万円を支払うことになっております。

第2項では、ことしの4月末までに1億2000万円、日本航空株式会社が保有する下地島空港施設株式会社の株式譲渡契約が締結された時点で5000万円を支払うことになっております。

第3項、条第4項は、第2項の支払いがおくれた場合の遅延損害金について記載をしております。

第5項では、本調停成立日をもって本件覚書等の合意解約をすることについて記載をしております。

第8項から第11項につきましては、日本航空株式会社が所有する建物並びに動産については県が無償で譲り受け、それに伴う所有権移転等に要する費用は日本航空株式会社が負担することになっております。

次に第12項では、県は日本航空株式会社が保有する下地島空港施設株式会社の株式の譲り受ける意向を示している第三者と日本航空株式会社との間で譲渡契約を締結させること。

第13項では、譲渡契約が締結されない場合において、日本航空株式会社が履行を求めない旨の通知を県に行ったとき、日本航空株式会社は5000万円の支払い義務、県は譲り受け先をあっせんする義務が消滅することになっています。

第14項は、日本航空株式会社は下地島団地について所有権、その他一切の権利を主張しないこととなっています。

以上が調停条項の内容でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第63号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 パイロットの訓練飛行場は、国から提示をされて、いろいろけんけんごうごうありましたけれども、沖縄県が誘致をしたという経緯でよろしいですか。

○嘉手納良文空港課長 そのとおりでございます。

○奥平一夫委員 その際、国としての建設をする際の要望というのですか、目的。あるいは県として誘致を受け入れるメリットあるいはデメリット、どういふところがあったのでしょうか。

○嘉手納良文空港課長 昭和40年代、急速な航空需要の増加に伴って、全国でもそういったパイロット需要の対応するような空港がないということで、航空審議会の答申を受けて、運輸省が適地を調査したと。その結果、離島である下地島が騒音の問題とか、いろいろな面からパイロット訓練飛行場として最適であるという結果が出されております。

今は手元に資料がないものですから詳しいことはお答えできないのですが、当時としては、下地島空港と絡めて周辺の残地も一体的な利用ができると。その一体的な利用に伴って地域の振興につなげるという県としてのメリットが整理されていたかと思えます。

○奥平一夫委員 いわゆる地域振興ということにも波及するだろうと、これはどういう根拠に基づいて県としては地域振興ができると思ったわけですか。

○嘉手納良文空港課長 地元に対するメリットといたしましては、飛行場の設置によって約100億円の資金が投下されるということから、地元の雇用にもつながるといえることがあります。それと、飛行場が設置されることによって、毎年3500万円程度の市町村交付金、そういったものも期待できるということがあります。

○奥平一夫委員 100億円なのですからけれども、これはこれまでどういう支払いになったのですか。一括で100億円を払うのか、それとも年間で100億円交付金、いわゆる何年かに分けて交付金を支払うということなのか、どうなのか。

○嘉手納良文空港課長 100億円というのは建設費ですので、その建設期間の中で執行しているということです。それと先ほどの市町村交付金については、毎年市町村に支払われるということになります。

○奥平一夫委員 これは本当に県議会でもけんけんごうごう、地元でも相当流血の事態もありまして、誘致するのか、あるいは撤回するのかという大変な思いでこの議論がされて、結果的には誘致という形をとりました。いわゆるパイロット訓練によって地域が振興されるだろうという、このことが沖縄県のほうにメリットがあるということで誘致になったわけですからけれども、例えば、先ほど空港課長が触れていました残地の利活用についてもということがありました。これは県議会でもかなりけんけんごうごうされたのです。その残地の利活用はどうなっていますか。

○嘉手納良文空港課長 残地の利活用につきましては、今年度農業的利用ゾーンということで85ヘクタール—そのうち県有地の面積69ヘクタールの部分につきまして、宮古島市に譲渡をしております。

○奥平一夫委員 現在のことを言っているわけではなくて、昭和54年に沖縄県議会で、誘致する際にどうするかということで附帯決議が出ているわけです。これはいろいろな会派の代表が代表質問なり、あるいは附帯決議で、代表で質問をしたりということがされているのですけれども、この下地島の管理運営に当たっては下地島空港は民間航空機のみ使用とし、自衛隊と軍事目的には使用させない。特に採算性を堅持し、今後県の財政負担を生じさせない。最後ですけれども、残地の利活用計画を早急に策定し、波及効果の拡大に努める。これは昭和54年です。あれからもう何年になっていますでしょうか。30年近くなりますね。利活用計画はそのときにも県議会で附帯決議として決議をされて、県にそういう要望をしているわけですが、利活用について、県としてどういうことをこれまでやってきたのか。

○嘉手納良文空港課長 下地島空港の残地につきましては、企画部で所管する下地島空港残地等利用連絡会議がございます。この会議の中には、関係する県の機関、それと地元宮古島市の関係する機関が参加する形で、残地の土地利用について議論をしているところであります。

○奥平一夫委員 本当に30年以上たって、何ら附帯決議も生かされない。誘致をした際もいろいろな経済的な波及効果もあるだろうということで、残地の利活用を具体的にどう進めるかと思いきや、ほとんど手つかずの状態。私が県議会議員になった8年前からも、本当に県はお茶を濁す程度でほとんどこのことについても真剣に考えてこなかったと思っています。それで、これだけ地元がある意味、経済的にもこの誘致によってかなり潤うだろうという大方の皆さんの思いに反して、ほとんどそれがなかったということがずっと継続してあるわけですが、その中で、今先ほど空港課長が指摘をしていましたパイロット訓練の数なのですけれども、これは急激にふえたり、減ったりしていることもありました。これは何か外的要因がありましたか。

○嘉手納良文空港課長 先ほど表で説明したのですが、平成4年の約2万9000回をピークに一旦減少をしていたと。平成13年まで減少をしております。これ

につきましては、シミュレーター機械の精度の向上などによって実機訓練の一部がシミュレーター訓練に置きかわったということから、平成13年度までは減少してきたと考えています。平成13年度以降については、若干増加傾向に転じます。これについては、団塊世代の大量の退職、それと新機種移行への訓練、そういったものを要素として平成21年度まではまたふえてきていると。平成21年度以降につきましては、日本航空株式会社の撤退によって訓練の回数が減ってきて、現在は約1万2000回という回数になっております。

○奥平一夫委員 外的要因として、円高ドル安というのがあったと私は聞いております。それは例えば建築途中であったときに日本航空株式会社はもういいのではないかと。パイロット訓練場はもういいのではないかと。もう円高になって、とても国内でそういう訓練もできないのではないかとということがあって、米国で訓練をし出すわけです。国内での訓練回数が減ってくる。そういう外部要因によって、いつでもそういう航空会社というのは安いほうへと心変わりしていくわけです。そういうことで下地島の訓練飛行場がなかなか軌道に乗らない。きちんとした回転がしないということで、本当に運営がうまくいかなかったと見ているのです。一番気になるのは、そのときに、これだけ政府の肝いりで、もちろん航空会社の強い要望があって下地島の誘致がなされるわけですが、国との関与というものを県として今どう考えていらっしゃるでしょうか。

○嘉手納良文空港課長 下地島空港につきましては、県が管理する地方管理空港でございますので、今後の利活用も含めて、一義的には県が決定をしていくというものだと考えております。ただし、実際下地島空港には国の機関である航空局の出先管制業務、そういった職員等もいますので、当然、今後の利活用に当たっては、国とも連携をとりながら進めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 私が言いたいのは、国の航空行政、いわゆる航空需要を見越してパイロット訓練場を建設するという国の強い意思のもとで、航空会社とともに宮古島の下地島空港という誘致に進んできたわけです。そこで30年たって日本航空株式会社—JALが撤退をしていく。これは恐らく確かにシミュレーターの話もありますけれども、ほかのさまざまな要因があると思います。そういう中で国の責任は免れないと思うのです。これだけの圧力で誘致を一強制するという言葉はちょっとふさわしくないと思うのですけれども、かなり押し込んできたという経緯からすれば、国の責任は正直免れないのではないですか。そういう意味で土木建築部長、県として国の責務というのはあると考えており

ますか、それともどう考えておりますか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 昭和40年代に本格的なジェット化時代を迎えて、そういったパイロット訓練場が必要になったということで、国で航空審議会の答申に基づいていろいろな適地を探したときに、下地島訓練飛行場が適地ではないかという答申があったようでございます。しかし、そのことについて、当時の琉球政府がパイロット訓練飛行場の誘致を決定したということですので、やはりその責任は当時の琉球政府、それを引き継いだ沖縄県が負うべきと考えております。

**○奥平一夫委員** 一義的にはそうだと思いますけれども、いわゆる先を見通したパイロット訓練場の建設ということもあったはずなのです。結局、国の航空政策が間違っていたということにはなりませんか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 今回、調停案を提案させていただいたわけですが、これはやはり日本航空株式会社の会社経営の問題等がありまして、日本航空株式会社は今でも、これは下地島空港だけではなく、実機を使ったパイロット訓練というのを停止している状況です。そういう社会的な状況等の変化があって今回調停に至ったわけございまして、JALは今回こういう形ですが、全日本空輸株式会社のほうは平成25年度もこれまでどおりに訓練をしていただけるものと私どもは見込んでいるところでございます。

**○奥平一夫委員** 私は正直、この問題はJALの問題に矮小化してはいけないと思うのです。これは国の政策でパイロット訓練場が来たわけですから。このような航空行政の誤りであったり、これだけ日本で初めてのパイロット訓練飛行場を建設するという強い意思のもとで誘致を進めてきたという責任は道義的には免れないと思っております。それはそれで見解が違うからなかなかうまく折り合わないと思うのですけれども。ちなみに、この建設をする際に県費はどれぐらい投じられましたか。

**○嘉手納良文空港課長** 基本的に施設の整備は国庫補助事業でやっております。国庫補助事業で県負担分につきましては、これは航空会社から訓練使用料ということで回収をしております。

**○奥平一夫委員** 県費としては一切支払われていないという認識ですか。

○嘉手納良文空港課長 用地取得に要した費用につきましては、一旦県で起債を行いまして、それで用地を買収した後、用地買収に要した費用の2分の1に利息分を加えた金額については航空会社から訓練使用料として回収を行っております。

○奥平一夫委員 これは例の附帯決議の際に、各会派の代表の意見が述べられている議事録なのですが、ここで社会党の何名かの方もおります。社会党の岸本忠三郎先生の意見があります。少しだけ読ませていただきます。ところがここへ来ていざ開港となった段階で、収益事業としての性格をみずから放棄し、第三者公共化へ政策を展開するとなると、沖縄県民は何のためにみずからの税金から54億円余の資金を投入したかということになるのであります。言いかえれば、沖縄県民は日本航空株式会社と全日空株式会社などのパイロットを養成するために税金の中から54億円余も支出したということになり、日本航空株式会社と全日本空輸株式会社などはみずからのパイロットを訓練するために沖縄振興開発特別措置法を隠れみのにして、そして県民の四半世紀に及び労苦を踏み台にして、政府と策謀のうえ、120億円余の補助金を引き出したということになるのであります。これほどばかばかしい話はありません。

私が言いたいのは、結局、訓練飛行場をつくりますということで誘致をさせるわけです。ところが、県の負担がこれだけ膨大になっていると。これは全日本空輸株式会社や日本航空株式会社のためにこれを沖縄振興開発計画—いわゆる沖縄振興開発特別措置法を隠れみのにして、多額のそういう補助金を引き出して訓練のためにやっているという論だと思えます。このようにして、本当に県の振興あるいは地域の経済波及効果を求めることを前提にして、受け入れを決定をした沖縄県の意向に相反して本当に県が負担をしていくという、そして、それをうまくいかない、ではさよならという、訓練やめますと、撤退しますという形になって、本当に県としてそれでいいのかと。わずか1億7000万円で手を打っていいのかと。これは午後にやりたいと思うのですけれども。それといわゆる下地島空港を管理運営するいわゆる下請会社をJALはつくってあるわけです。百何十名という職員がいるわけです。それもどうぞ皆さんでもらってくださいと、面倒を見てくださいと。これは皆さんに60万株ありますけれども、これを譲渡しますと。そして仕事先をあつせんしてくださいという。こういうばかばかしい約束をしているわけです。ここまで踏みつけにされて、皆さんはそれを、はいそうですかと応じようというわけでしょうか。だから、こういう長い歴史の中で下地島パイロット訓練飛行場というのが県民にとって、あ

るいは県にとって、どういう事業だったのか、簡単にはなかなか言えないでしょうけれども、このパイロット訓練飛行場によって得た沖縄県のメリットを簡単にお聞かせください。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

休憩 午後0時4分

再開 午後1時22分

○中川京貴委員長 再開いたします。

午前に引き続き、乙第63号議案に対する審査を続けます。

まず、奥平委員の質疑に対する答弁を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 下地島空港の設置に伴ってどういうメリットがあったかという御趣旨の質疑だったかと思えます。午前中にも少しお話し申し上げましたけれども、滑走路等の基本施設などの整備にその当時約125億円が資本投下されているということで、地元の建設業者や建設関連の企業に雇用効果なり、あるいは経済効果があったらと考えております。また直接的な雇用の効果としましては、下地島空港施設株式会社という維持管理のための会社が設立されておりまして、おおむね90名程度の地元の方が採用されているということで地域の雇用に結びついております。また、国有財産等所在市町村交付金や、航空機燃料譲与税などが地元へ交付されているところでございます。また、国土交通省の航空局の職員が25名、あるいは気象業務の職員が6名、おおむねこれぐらいの人間が常時滞在しておりますし、また航空会社のパイロット訓練に伴って寄宿舎等に滞在しておりますので、そういった意味から地元の振興には効果があったものと考えております。また下地島空港を訪れる方々も、やはり空港を一つの観光資源のような形でそれらを見ながら下地島を訪れるという効果があったものと考えております。

○奥平一夫委員 わかりました。この下地島空港を誘致する際に持続的に運営をされるだろうという見込みで、地元の皆さんもさまざまな今おっしゃっているような経済波及効果であったり、雇用効果であったりと、あるいは観光への波及効果であったりということを相当期待をしていた。誘致をする際に、愚痴にもなりますけれども、両航空会社あるいは県や国がそれなりに大きなバラ色



を描いて誘致に走ったということもありましたけれども、それがなかなか思いどおりにいかなかったというのが現状だと思っています。そういう意味では、国や県についてはこの辺のある意味責務といたしますか、それを本当は果たしてもらわなければならないと、地元の間人としては思っているわけです。今おっしゃったように125億円の建設費でそういう経済効果もあったということなど、るる説明もありましたけれども、これが結局日本航空株式会社が撤退することによって、この使命を閉じる可能性が出てきたというわけでありまして。それに伴って、全日本空輸株式会社も結局そこから撤退していく可能性も否定できないという、非常に厳しい局面に立たされているわけです。それで、県がJALの撤退について申し立ての趣旨に書いてありますように、相当期間継続すべきであるということ、この紛争の要点の中にもありますように、十分な協議が尽くされているとは思わないという要点がまとめられておりますけれども、その十分な協議ということはどういうことであったのかということについて伺いをいたします。

**○嘉手納良文空港課長** 調停の協議につきましては、去年の3月に申し立てを行いまして、去年の7月からことしの2月まで、合計8回の協議を行ってきました。その協議の中で最終的に県も譲歩すべきところは譲歩し、日本航空株式会社も当初は一切負担しないと言っていたものについて、1億7000万円まで解決金として県に支払うというところまで、ぎりぎりの線で積み上げてきたというところでありまして。それと調停協議の中で、裁判官からは、仮に調停を破棄して訴訟に移行しても県は一土地賃貸借契約の例を参考に、訴訟では県は不利だろうという直接的な意見もございまして、そういったことから、県としては1億7000万円は金額的には不満ではありますが、ゼロよりは当然来年度の管理運営には資することはできますので、やむを得ないという判断をいたしました。

**○奥平一夫委員** 県としては少なくとも、資料の中の紛争の要点にも書いてありますように、5カ年強の期間は必要だと考えていると。それが調停を進める中でだんだん後退をしていったということのわけです。いわゆる妥協をせざるを得なくなったということでありましてけれども、ただ、また繰り返しになるのか、余りそういう議論をしたくはありませんが、少なくともやめますということになりますと、当然地元における経済への波及やら、あるいは雇用への影響やらというのがかなり出てくるかと思っているのです。だから確かに調停という中で裁判官から非常に厳しいだろうと、裁判をすると厳しいだろうというアドバイスもあって、そういうことに至ったということでありましてけれども、そ

れでも、こういう形で1億7000万円という金額で決着をする。ほかもろもろありますけれども、これについて土木建築部長、本当にこれでよしとするのか。思いは5カ年間継続していただきたい。つまり県の準備期間というか、あるいはこれから運営していく運営費用をどう捻出するかという、このこともまだ明確なめどがついていないわけですし、だからそういう意味で1億7000万円で決着をするというよりも、使用期間を少なくともあと5年、ではなかったら3年とか、そういう形でJALとの話はできなかったのだろうかと思うのです。それはそう決着をしたわけですから、時間ありませんから、余りそのことにこだわらせなくても、少なくとも地元宮古島市としましては、相当厳しい覚悟をしなくてはいけないのかと思っています。そういう意味で、これから覚書の調停について逐一、少し質問をさせていただきます。まず、今後、宮古島市の経済にどういうデメリットが出てくるのか。あるいは雇用の面、あるいは観光の面でどういうデメリットが出てくるのかということについて、土木建築部長の認識を聞きたいと思います。

**○當銘健一郎土木建築部長** これまで下地島空港といいますのは、宮古島市においてそれなりのいろいろなメリットがあってやってきたわけでございますけれども、今般、調停を上げさせていただきまして、委員御指摘がありますように当初は5年間、この5年の間に私どもは日本航空株式会社のパイロット訓練以外の利活用を探せるだろうということをお願いをしてきたところですが、やはり調停にかかりまして、先ほど空港課長からもお話がありましたとおり、裁判官の御見解は大変厳しいと。この議会でも調停と、それから調停がうまくいかなければ訴えの提起ということで議決をいただいておりますので、私どもも最終的には訴えの提起で訴訟に持ち込むということもいろいろと検討いたしました。訴訟に持ち込んでも、この調停以上にいい結果は得られないと。これは弁護士もそのように言うておりますし、また、裁判官のほうからもそういう助言があった。また、こういう形をお願いをするということになったわけでございます。1億7000万円の解決金があれば—1億2000万円ぐらいから何とかできるかと思っておりますけれども、平成25年度の歳入はほぼこれで確保できていると考えております。したがって平成25年度につきましては、従来どおり全日本空輸株式会社系列のパイロット訓練があれば今年度と同様な利活用が図れると。ただ平成26年度以降につきましては、まだ全日本空輸株式会社からもそういう感触は得ておりませんので、これはまだ未定ということになっております。したがって我々としましては、平成25年度に日本航空株式会社が抜けた穴を何とか—パイロット訓練という形で確保するのはかなり厳しいものがありますので、その

他の利活用も含めて利活用策を実施に移せるような形で頑張っていきたいと考えているところです。

**○奥平一夫委員** この調停の中身に入る前に、私は午前中もお話したのですが、政府の道義的な責任は残るのではないかと考えているのです。皆さんはこの下地島空港のJALの撤退に伴って、かなり運営自体は厳しくなる。そういう意味において、国に対して何らかの要望、要求ということをしよという考えはありませんか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 確かに当初は国の航空審議会の答申に基づいて、パイロット訓練をする飛行場がなかったということで下地島が最適地という結論をいただいているわけですがけれども、しかしながら、琉球政府がみずからの判断として下地島にこの空港を誘致し、そして建設に係る費用も航空会社が負担し、そしてこれまでも県からの繰入金というものは一切なしでやってきているということでございまして、これはやはり県が管理する空港として、今後この空港の利活用については県の責任においてやっていくべきと考えております。

**○奥平一夫委員** ただこのパイロット訓練飛行場というのは、国の政策的な判断によるものだとして理解をしています。そういう意味では、もちろん航空会社の後押しもあったし、政府と一体となって、そういう政策を進めるために下地島の訓練場ができたという認識なのです。そういう意味では国の責任の一端、道義的な責任といいますか、そういうことも私はあると認識しているのですが、皆さんはそういう認識はないと思ってよろしいですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 法的には国に責任を求めることはできないかと考えております。しかし、この利活用を図る中で例えば国のいろいろな機関、独立行政法人国際協力機構—JICAでありますとか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構でありますとか、そういうところにはいろいろとお願いをしているわけございまして、そういう中において、間接的に国にも利活用について御協力をいただきたいということは言えるかと思っております。

**○奥平一夫委員** その調停の中身についてお伺いをしたいと思うのですが、調停内容、皆さんが持っていらっしゃる資料なのですけれども、皆さんが提案している、県は訓練施設と乗員宿舎の無償譲渡引き受け、これはどういうことで

しょうか。

○嘉手納良文空港課長 現在、日本航空株式会社から県へ譲渡を予定している建物といたしますのは乗務員宿舎、これはサシバの里の中にある乗務員宿舎、それと利便施設。独身寮及び世帯寮など、合計5棟の建物がございます。それと、空港の用地内にある日本航空株式会社が保有していた機材庫、訓練管理棟、そういうものです。合計4棟の施設が日本航空株式会社から譲渡される予定であります。

○奥平一夫委員 それから、次に地元の雇用を創出するためにできました下地島空港施設株式会社—S A F C Oなのですけれども、株式の譲り受け先はあっせんするということについて少し説明をいただけますか。

○當銘健一郎土木建築部長 まずS A F C Oの件について御説明する前に、日本航空株式会社は下地島から完全撤退したいという考えでございます。したがって、自社で持っている建物も全て無償で県に譲りたいと。そしてさらに、S A F C Oの株式についても50%を持っておりますけれども、これも無償でどちらかに一県のアっせんによって無償で譲渡したいということでございますし、さらに後で委員御質疑するかもしれないけれども、土地に対しても日本航空株式会社は一定のお金が入っているわけですけれども、それについての権利も放棄するということ、下地島からは権利関係も含めて一切真っ白の状態にして撤退したいということでございます。

○奥平一夫委員 株式の譲り受け先はあっせんするということなのですけれども、その株式の譲り受け先というのは、これはどういうところなのか。どこがそれを譲り受けるのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 9月30日までという期限つきですので、具体的な会社についてはこれから検討していきますけれども、今、現時点で幾つかの候補はありますけれども、まだ調停も成立しておりませんし、この段階でどここの企業ということは申し上げにくいものですから、それは伏せさせていただきますけれども、9月30日までには県があっせんをして譲り受け先を特定するという事になっております。

○奥平一夫委員 S A F C Oは非常に特殊な施設でして、建設業の免許を持つ

ていたり、さまざまな免許を持っています。ですからそういう意味では、建設業の入札の公共工事だつて入札できる免許を持っているはずなのです。そういう会社であるわけですから、なかなかその県があっせんをするということは非常に難しいのではないのかなど、どうなのですか。その辺の考え方というのはどうでしょうか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 確かに御指摘のとおり、S A F C Oには電気機械関係の技術者でとてもすぐれた技術を持っていることから、例えば、県の工事でありますとか、あるいは宮古島市の工事でありますとか、過去に受注した実績もごございます。そういうところの株式をどこかの企業にということで、それほどいろいろな可能性があるわけではございませんけれども、現在いろいろなところに当たっている状況でございますので、何とか9月30日までには、めどをつけたいと考えております。

○**奥平一夫委員** 例えば空港を管理するかなりの免許も持っていると思いますが、例えば宮古空港ターミナル株式会社や那覇空港ビルディング株式会社はあっせんすべき企業の対象になりますか。

○**當銘健一郎土木建築部長** ここで今特定するのもあれですけども、やはり空港関係の企業であれば、このS A F C Oを活用するということは十分あり得るのではないかと思います。

○**奥平一夫委員** 先ほど聞き漏らしましたけれども、下地島空港施設株式会社の株は日本航空株式会社が50%株を持っていると。残りの50%はどこが持っているのですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 45%は全日本空輸株式会社で、5%は日本トランスオーシャン航空株式会社—J T Aということになっております。

○**奥平一夫委員** 現在そこで働いている皆さんは何名ぐらいいて、こういう職員をどのように一雇用を確保するためにはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○**嘉手納良文空港課長** S A F C Oでは、日本航空株式会社の撤退以降、下地島空港の管理業務が減少傾向であるということもありまして、早期の希望退職を去年募りまして、その中で20名の職員の方が早期退職されたと聞いておりま

す。今年度は関連企業への出向とあわせて、再度、早期希望退職を募るという話を聞いております。

○奥平一夫委員 日本航空株式会社は下地島空港周辺地域の所有権を主張しないと、先ほど土木建築部長が後で質疑があるだろうという話がありました。どれくらいの所有権を持っているのか、具体的に少し紹介していただけますか。

○嘉手納良文空港課長 現在、残地につきまして一県有地部分につきましては、登記簿上は県の所有となっています。ただ、取得するときに県が起債で立てかえで購入しまして、その後、土地の買収費の2分の1に当たる額を航空会社から訓練使用料として徴収したということです。

○奥平一夫委員 名義は今は県の名義としてあるけれども、実際は訓練費用として土地分について2分の1をいただいたと。つまり、所有権は県と航空会社と2分の1、2分の1ということですか。

○當銘健一郎土木建築部長 登記簿上は沖縄県の県有地として登記しておりますので、登記簿上は対抗はできません。ただ覚書等を根拠として、例えば、訴訟などに訴えられた場合に少し懸念のある部分もあります。今回は、所有権を放棄しているということですので、そういった懸念がなくなったということです。

○奥平一夫委員 例えば、構造物というような所有権は、先ほどの宿舎や訓練施設とかだけですか。ほかにありますか。

○嘉手納良文空港課長 現在、県が日本航空株式会社から譲渡を受ける物件—建物等は先ほど説明したとおりです。それ以外に動産—管理棟の中にある机や事務用品、そういったものについても県に無償譲渡をするということになっています。

○奥平一夫委員 一番懸念するのは、ここに勤めている職員の皆さんです。雇用をどう確保するか。関連会社に出向するという話もありましたが、何名くらい残っていますか。70名くらいでしたか。

○嘉手納良文空港課長 現在は、93名の職員が従事しております。

○奥平一夫委員 これだけの90名以上の職員が雇用されている中で、こういった形で本当に身分が曖昧な感じで、あっせん、あっせんという形でいくと、この皆さんの身分がどのようなようになっていくか非常に不安視しているわけです。きちんと身分を確保して、雇用するというのを皆さんやりなさいということが、このあっせんですよ、譲り受け先をあっせんする。9月30日まであっせん企業が見つからなかった場合はどうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 あっせん企業が見つからない場合には、年度当初に支払われました1億2000万円で打ち切りとなります。

○奥平一夫委員 1億2000万円で打ち切りという話よりも、皆さんの雇用をどう確保されるのですかと聞いています。93名の雇用はどうなりますか。

○當銘健一郎土木建築部長 調停が成立して、あるいはあっせん企業が見つかって、S A F C Oの株を譲り受けるということになりましても、S A F C O自体が倒産ということになるわけではございません。先ほど申し上げましたとおり、平成25年度は平成24年度とほぼ同じ訓練回数を確保できるだろうということです。今と同じ状態だと思います。ただ、平成26年度以降の担保は確かにはないといえ、ないわけです。これは今後、平成25年度の中でいろいろな活用策を考えていく中で考えていきたいと思っております。もし、そういった心配されるような事態が起こるのであれば、雇用問題についてもかなり手厚く考えていかななくてはいけない部分が出てくると思っております。

○奥平一夫委員 平成25年度の予算は確保できたと明言をされております。これは、全日本空輸株式会社も今までどおり3億円という運営費をお支払いするという確約はもらえているのですか。

○嘉手納良文空港課長 全日本空輸株式会社につきましては平成25年度も継続して訓練をしていただけるということで、事務方では平成25年度予算に向けた協議を今行おうとしているところであります。

○奥平一夫委員 土木建築部長が、先ほどから平成26年度は未定であるというお話をされておりました。未定であるということはどうなるかわからないということです。ちなみに昭和54年の県議会の附帯決議においても、経済性に影響を

与えない、簡単に言えば下地島空港は独立採算でやりなさいということの決議もされているわけです。そういう意味では、平成26年度JALが撤退をして、もしも全日本空輸株式会社が厳しいという話になったときに予算に穴があくわけです。ですからそういう非常に厳しい、不安定要因といいますか、それがあるわけですが、その後をどう考えていますか。

**○當銘健一郎土木建築部長** まず、パイロット訓練飛行場ということで始まったわけですが、現在はシミュレーター、あるいは地方の空港で離発着の枠のある空港などがあって、なかなか下地島空港で必ずしも実機を使った訓練をやらなければいけないという状況が、昭和54年のときの状況とは比較にならないほど低下をしているという部分があります。したがって、平成25年度は全日本空輸株式会社にも従来どおりでお願いをしたいということで、調整を始めているところでございますけれども、平成26年度以降、もし全日本空輸株式会社グループがパイロット訓練をやめるということにでもなれば、ほとんど離発着がないような状況になりますので、やはりそこは私どもが今行っております利活用の協議会で、別の利活用で何とか歳入を確保するというのを考えていかなければいけないものと考えております。また、あの当時県議会から附帯決議として県からの繰入金とかをなしでやるのだということは、十分尊重すべきものと考えているところでございます。

**○奥平一夫委員** だからそういう軽いといいますか、もっと深刻な姿勢で臨まなければならないと思うのです。もちろん皆さんが安易に考えているというわけではないけれども、非常に目の前に差し迫っているわけです。だから利活用協議会がどうのこうのと言ったって、これがすぐ利益を生むかといったら、生むわけありません。どこからどう捻出して、その運用費を出していくかということは差し迫った問題だと思うわけです。そういう意味で非常に私は厳しいと思っているのですけれども、土木建築部長の認識はどうでしょうか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 御指摘のとおり非常に厳しい状況にあると思っております。その厳しい状況というのがなかなかやはり1年やそこらで解決できないであろうということで、私どもは5年ぐらい何とかできないだろうかと、調停のときにはそういう主張をさせていただいたわけですが、こういう調停案の状況になっているということもあります。したがって、急ぎ利活用策については検討していかなければいけないわけですが、一つ言えることは先ほど申し上げましたように、こういった地方においてパイロット訓練を一



括して行うということが周辺のいろいろな状況から一定の役割を終えつつあるという感じは持っております。

**○奥平一夫委員** それは地元にとって非常に深刻な問題でもありますし、あの下地島空港をそのまま野ざらしにしていくのかと。飛行機の飛ばない飛行場にしてしまうのかと。結局は自衛隊が使いたいという思惑がいっぱい後ろであるわけです。そういう意味では、地元としては本当に軍事利用をさせないという、そのような気持ちでずっと反対運動も続けてきたし、そして、何とかあの一級の下地島空港の滑走路を生かして地域の経済、あるいは知事がおっしゃった県経済のエンジンにもなると言わしめる下地島空港を、きちんと皆さんが利活用を考えてこなかったという、この姿勢がここに至ってしまったと思っています。シミュレーターがはやって、シミュレーター主導になっていったという当時のときに、皆さんが真剣にパイロット訓練飛行場についてしっかりと認識をし、どうするかという姿勢を持って臨んでいたならば、少なくとも日本航空株式会社や全日本空輸株式会社と一緒にシミュレーションセンターを下地島に誘致をするという手もあったはずなのですけれども、全く下地島空港に関心がなかったわけです。そういう意味で、皆さんはこれだけのことをしながら結局30年やそこらで幕を閉じて、地域の皆さんの多大な迷惑をかける。九十二、三名いる雇用も結局もうどうなるかわからないという状態になっているし、来年、再来年には空港の管理もままならないという状態なのです。これは正直言って、県の責任は重たいと思っております。そういう意味で土木建築部長、提案があります。この30年見てきて、土木建築部の空港課ですけれども、これだけ一生懸命やってきたかもしれませんが、なかなかその名案が出てこない。私はこれは所管を交代すべきだと思うのです。これは企画部に移すべきだと思うのです。このような状態では下地島空港は宝の持ち腐れ。認識を聞きます。

**○當銘健一郎土木建築部長** 所管部を移すべきという御意見がございましたので、これは私の上司である副知事、知事にお伝えをいたします。しかし、これまで土木建築部ですと下地島空港自体の利活用というのを考えてきて、周辺の残地につきましては、先ほどの空港課長から申しあげましたように企画部の所管で、残地についてもどうするかという2つの方向性がございました。それで、これまで私どもは企画部と連携しながら利活用を考えて来たわけですけれども、なかなか思うに任せないというのがあったのは確かでございます。ただやはり県管理空港として3000メートルの滑走路を持つような飛行場ですので、

何とか利活用策があるのではないかとということで、これは民生的な利活用ということで利活用協議会でもずっと協議をしているところでございます。また今週も利活用協議会がでございます。これからもそちらにはぜひ力を入れて、何とか早期に利活用が図られるよう努力をしてみたいと考えております。

○奥平一夫委員 いずれにしても、利活用検討協議会でも、やはりこれは本当は企画部が主導してやるべきだと思うのです。皆さんの能力が足りないとかという意味ではなく、所管が全く違うのではないかと思っているわけです。それは企画部が中心になって一交通政策課でもどこでもいいのですけれども、そういうところでしっかり残地も含めた計画を、もっとしっかりしたものをつくって、それもスピードを上げないと平成26年度予算に穴があくというのははっきりしているわけですから、その辺もどうクリアしていくかということを含めてぜひ、今後の大きな課題としてぜひ皆さん、この解決に向けて頑張りたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 1点だけ教えてください。管理費用なのですけれども、皆さんの資料の4の空港施設の概要のところ、下地島空港は6億円、宮古空港は2億円なのです。なぜこの違いがあるのですか。

○嘉手納良文空港課長 下地島空港につきましては滑走路長3000メートルということで、宮古空港は2000メートルですので、単純に滑走路長で1.5倍、面積にすれば約2倍ぐらいの面積があるということで、当然滑走路、それと着陸帯の緑地部分そういった面積が広がりますので、それに伴う単純な維持管理費がふえるということになります。それと下地島空港につきましては両側、北側、南側 I L S 計器着陸装置がついております。これについては非常に高精度の機器でございます、その維持管理に要する費用、そういったものも高くなります。それともう一つは空港の消防のカテゴリー、これが宮古空港よりも下地島空港はカテゴリーが上でありますので、消防車の台数であるとか、消化能力、そういったものが全て上回っているという状況になります。そういったことで、トータルで維持管理費が高くなるという結果になっております。

○新垣清涼委員 空港、滑走路自体は1.5倍だとしても、2億円と6億円とい

うのは3倍ですよ。こんなに変わるものなのですか。

○嘉手納良文空港課長 単純に滑走路長とか面積だけではなく、先ほど申し上げた航空灯火の機材であるとか、それと下地島空港の場合は、先ほども説明いたしました。これも計上されております。ほかの空港につきましては、管財課で一括計上されているということもありまして、そこら辺の差も出てきております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第63号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります請願・陳情に関する説明資料により、順次、御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

変更部分には、下線を引いております。

4ページをお開きください。

平成24年陳情第125号住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情について御説明申し上げます。

「住宅リフォーム助成制度については、地域経済への波及効果が高いと認識

しております。同助成制度に係る沖縄振興特別推進交付金の活用については、沖縄の振興に資する事業であって、沖縄の特殊性に基因する事業としての要件についての整理や、また、県内一部市町村で行われている事業との役割分担等の整理が必要であることから、現在、その検討を行っているところであります。」から「住宅リフォーム助成制度は、地域経済への波及効果が高いこと等から、県は平成25年度に、市町村が実施する住宅リフォーム助成事業の費用の一部を支援する沖縄県住宅リフォーム市町村助成支援事業を実施したいと考えております。」に変更しております。

8ページをお開きください。

平成24年陳情第158の2号平成24年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情の処理概要は、4について「平成24年度は、定期航路(志布志・鹿児島間)の定着を目指すとともに、他港への延伸について検討しております。」から「平成25年度は、大都市圏への航路拡充を図りながら、鹿児島航路の定期化を図ってまいります。」に変更しております。5については、「平成25年度は、新たな上屋の建設に向け、実施設計を進めていきたいと考えております。」を追加しております。6について「平成25年度の調査実施に向けた検討を行っております」から「平成25年度に調査を行ってまいります。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情5件について御説明申し上げます。

14ページの平成25年陳情第2号東部海浜開発事業の早期完成に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の振興発展のため、地元からの強い要請に基づき、進めてきております。本事業は、控訴審判決を踏まえ工事を中断しておりましたが、沖縄市において作成した土地利用計画の見直し案について、平成22年8月に沖縄市長が沖縄担当大臣へ説明を行い、了承が得られております。県は、沖縄市が作成した土地利用計画見直し案を参考に、港湾計画変更の原案を作成し、平成22年12月に開催した沖縄県地方港湾審議会において原案のとおり適当であると答申を得て、平成23年1月に国土交通大臣へ提出しております。また、同計画については、平成23年3月3日に開催された交通政策審議会港湾分科会のおおむね適当であるとの答申を受け、同年3月7日付で国土交通大臣より変更すべきことを求めない旨通知されております。それを受け、県は平成23年3月18日に港湾計画を変更し、同年7月19日に公有水面埋立免許の変更手続を完了したことから、11月16日に工事を再開しております。なお、4月から7月の間はトカゲハゼに配慮し海域での工事を行わず、8月から工事に着手しております。県としましては、地元の要請に応えるためにも環境

保全に配慮し、早期の完成に努めていく考えであります。

15ページの平成25年陳情第7号玉城那覇自転車道の早期整備及び市道整備が重複する路線の早期整備を求める陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

玉城那覇自転車道は、南城市玉城を起点に、那覇市首里を終点とする延長25.1キロメートルで計画され、平成23年度末の進捗率は63.3%となっております。今後とも、予算を重点的に配分し、自転車道と関連市道及び未整備区間について、南城市や沖縄のみち自転車道整備促進期成会等と連携し、平成26年度の完成供用に向け、取り組んでいきたいと考えております。

16ページの平成25年陳情第12号沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部改正を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「1. 公共交通機関であるタクシーの公共性を鑑み、新石垣島空港における予約タクシープール12台分の利用について、無料化にすること。」について説明いたします。

新石垣空港の駐車場の有料化については、有料化の有無について地元関係機関及びタクシー協会八重山支部を含めた業界関係者等による新石垣空港駐車場の管理・運営方針に関する懇話会を平成23年7月から3回開催し、全会一致で有料化の提言が決議されております。この中で、予約タクシー及びレンタカー客送迎車のスペース確保については、有料を前提にスペース確保を行うことを確認しております。その後県は、一般利用者からの意見募集や、地元3市町長への有料化に向けた説明を行い同意を得ております。このような経緯を踏まえ、平成24年9月県議会において新石垣空港の駐車場有料化に関し条例の改正を提案し、議会において議決されております。また、公共交通機関としてのタクシーへの配慮として無料のタクシープールのほか、客待ちタクシーのためにターミナルビル前へ専用接客スペースを6台分確保しております。このため、有料駐車場内での予約タクシープールの無料化については、条例改正までの経緯及び他の利用者との公平性の観点から難しいと考えております。

次に、「2. 観光業車両等の白ナンバー車両の実態を把握し、バスプール等における違反行為等に対する規制を強化すること。」について説明いたします。

道路運送法によれば、対価を得て旅客を運送する行為を行う者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないと規定されております。さらに、無許可事業者の違反行為の取り締まりについては、国及び警察の管轄となっております。このため、開港後の状況を見た上で、必要があれば国等へ実態調査並びに規制を要請したいと考えています。

17ページの平成25年陳情第14号那覇空港滑走路増設事業への県内建設業者優先活用に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

県においては、毎年、県内建設業への受注機会の拡大について、国、関係機関へ要請を行っており、その結果、沖縄総合事務局や沖縄防衛局において、分離・分割発注、入札参加資格要件の緩和等の見直しが行われ、県内建設業の受注割合は増加しております。今後は、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業の優先発注についても、あわせて要請していきたいと考えております。

18ページの平成25年陳情第19号公共交通機関としてのハイヤー・タクシーに対する待機場・乗降場設置等の支援策の実施についての処理概要について御説明申し上げます。

モノレールの駅前交通広場、空港、港湾等の交通結節点においては、必要に応じてタクシー乗降場等の整備に努めております。また、県の建築施設については、車寄せや乗降場を整備した事例があります。なお、モノレール延長区間の駅前交通広場の設計及び那覇港（泊ふ頭地区）の旅客ターミナルビルの設計に当たっては、沖縄県ハイヤー・タクシー協会の意見聴取を行っております。また、県営公園のうち、首里城公園において、同協会を含む関係機関で構成するワーキンググループを設立し、タクシー乗降場等の整備に向けた検討を行っているところです。今後とも、公共施設の整備に当たってのタクシー乗降場等の整備については、必要性や各施設の状況を勘案した上で、同協会及び福祉関係団体等の意見を踏まえ、交通管理者とも連携して、適切に対応したいと考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情平成24年第125号、住宅リフォーム助成制度についてです。これは費用の一部を支援するという回答になっていますが、具体的にはどのくらいのことを想定していますか。

○豊岡正広住宅課長 この事業については、市町村が個人に対して行う住宅リフォーム助成事業のうち、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事等に係る助成額の市町村負担分の2分の1、戸当たり補助限度額11万円を助成する事業です。

○嘉陽宗儀委員 次に陳情平成24年第158号の2、中城湾港の問題です。新たな上屋の建設に向けてとありますが、これは東埠頭と西埠頭のどちらのほうになるのですか。

○普天間信栄港湾課長 平成25年度設置する予定の上屋は西埠頭で計画しております。

○嘉陽宗儀委員 西埠頭は現在、上屋は1つですか。

○普天間信栄港湾課長 現在、西埠頭に1棟ございます。

○嘉陽宗儀委員 港湾業者からぜひそれを設置してほしいという要請で、私も提起しています。今、取扱貨物量はふえていますか。

○普天間信栄港湾課長 西埠頭の取扱貨物量は、平成19年度に77万トン、平成20年度に93万トン、平成21年度に96万トン、平成22年度に68万トン、平成23年度に61万トン、平成24年度につきましてはまだ集計ができておりませんが、速報値として61万トンという状況です。

○嘉陽宗儀委員 取扱貨物量がふえ続けるということであれば非常に結構ですけども、今極端に—93万トンあったものが、例えば平成23年ですと61万トンと相当に落ち込んでいます。なぜそうなっていますか。

○普天間信栄港湾課長 港湾を取り巻く経済状況もございしますが、特に新港地区におきましては、主な取扱品目でありました砂利や砂の取扱業者の業務量が減少したため、平成22年度から少なくなっております。

○嘉陽宗儀委員 砂利などもほとんど西埠頭で取り扱っていたわけで、新港地区と関係ないですよ。なぜ新港地区が落ち込むと西埠頭もこんなに下がりますか。

すか。

○普天間信栄港湾課長 今回の取扱貨物は西埠頭ですが、新港地区は東埠頭と西埠頭と両方合わせて新港地区です。西埠頭と東埠頭ではそれぞれ取扱貨物を、将来的には別々に考えております。

○嘉陽宗儀委員 今、東埠頭も貨物取り扱いをしているのですか。

○普天間信栄港湾課長 東埠頭につきましては、岸壁等バースにつきましてはある程度できていますが、そこへつながる航路、白地がまだ完成しておりません。西埠頭だけの取り扱いでございます。

○嘉陽宗儀委員 そうであれば、しっかり言うべきですね。ごまかしの手口をやってはいけません。私は従来から貨物について、特に安謝から一今は特別自由貿易地域に全部向こうから運んできているので、東海岸側の工業地帯も含めて、今は安謝から陸送していますよね。これを海上輸送して、そこにも使えばいいのではないかとずっと提案してきましたが、これは取り組んできていますか。

○普天間信栄港湾課長 那覇港と中城湾港の適正な機能分担ということで、現在、取扱貨物が計画に対して非常に少ない新港地区の貨物の取り扱いに向けては、定期船がないということが大きな原因になってございます。平成23年11月から、その課題解消のために、定期船就航に向けた実験に取り組んでいるところです。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から新港地区の取扱貨物をふやすために、他の地区から海上輸送する等に取り組んでいるかとの確認が行われた。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

○普天間信栄港湾課長 現在取り組んでおります実証実験につきまして、新港地区の特に背後に立地する企業の皆さんに呼びかけをして、定期的に情報交換をしております。情報交換の中身としては、特に輸入貨物につきましては結構



ありますが、地元から輸出する貨物がほとんどないという状況でございますので、立地している企業の皆さんから製品を出していただくように、いろいろなコストダウンにつながるような施策をしながら取り組んでおります。最近の事例ですが、地元で立地するタイガー産業株式会社の製品を大阪へ輸出した実績が出てきております。

**○嘉陽宗儀委員** タイガー産業株式会社が大阪に輸出していますという話を聞いているのではなくて、皆さん方が具体的な努力をして成果が上がっているのならばいいです。次も聞きますので、具体的に汗をかいて、少なくとも港湾業者の皆さん方も。東埠頭は要らないと言っているのに、荷物もたくさんではないのに、西埠頭も利用者が少ないのに、それでも港湾だけどんどん整備することに一反対しても埋立申請をするのですよね。次までにぜひ実を出してください。

次に陳情第14号、那覇空港滑走路増設事業への県内建設業者優先活用に関する陳情についてお聞きします。土木環境委員会で識名トンネルの問題で質疑したときに、なぜあのような事態になったのかということで、予定価格の半額くらいの、皆さん方は世界貿易機関の政府調達に関する協定—W T Oだからそうになりましたということでしたが、そうですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** W T Oに係る国際入札に関しては、最低制限価格を設けることができないということから半額ということもあり得ます。

**○嘉陽宗儀委員** 環太平洋戦略的経済連携協定—T P Pが問題になっていて、特に建築業界についても自由競争になります。そうしますと県内優先発注は貫徹しますか。

**○當銘健一郎土木建築部長** T P Pの関連で申し上げますと、予算特別委員会でも少し話をしましたが、まず、T P Pにおける政府調達分野の情報が非常に少ない。したがって具体的な積算をするところまではいきませんけれども、これまでの経済連携協定を結んでいる各国の状況を見ますと、国際競争入札の基準が引き下げられる懸念があります。今現在、我が国では19億4000万円以上の土木建築工事が国際競争入札になっています。この基準が引き下げられますと、県外、国外全て入ってきます。先ほど申し上げましたように最低制限価格もなくなります。県内企業への発注という意味からしますと、少なからず影響が出るのが懸念されると答弁させていただきました。

○嘉陽宗儀委員 少なからぬ影響ではなくて、国際競争というよりもほとんどが本土の大企業との競争になると思います。一定程度ではなくて、壊滅的打撃を県内建設業者は受けるのではないかと心配していますが、どうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 現在、19億4000万円以上という水準がどの程度下がるのかという情報が全くないという状況ですから、どの程度と言えないので、少なからず影響が出ると申し上げました。基本的には、経済連携協定の枠の中に入りますと、国際競争入札がふえるということは十分に考えられるだろうと思います。

○嘉陽宗儀委員 入ってしまったらおしまいですので、少なくとも土木建築部長も入るなど、県内建設業者を守るために現行の制度を維持しなさいと、頑張ってください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅透委員。

○具志堅透委員 11ページの陳情第180号についてお聞きします。処理概要で、本部町と調整をしながら適切に対応しますとなっています。調整はどのような感じなのですか。

○徳田勲河川課長 まず平成24年度に河川整備計画を策定済みです。調査も入っておりまして、一定程度の調査の成果が出ましたので、明日に本部町、県、北部土木事務所を含めて調整をすることになっています。

○具志堅透委員 そこまで進んでいるのであればいいです。年も越しまして、台風シーズンで同じような水害が起こらないようにぜひお願いしたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情平成24年第144号の4、これは継続なのですけれども、これは宮古島市からの陳情が出ております。簡単に説明したと思いますが、処

理概要の中で平成24年度に基礎調査を行い、平成25年度に基本構想を策定する予定と。平成24年度に基礎調査が行われたというのは、具体的にどういう調査を行ったのか。場所はどこで行ったのかと。そのことについてお伺いしたいと思います。

○仲村守都市計画・モノレール課長 平成24年度の調査内容でございますけれども、計画条件の検討とか、問題点、課題の整理をいたしております。それから住民意向の把握、これはアンケート調査を実施しております。それから地域振興に寄与する事例の調査といったものを調査し、調査の対象は宮古島市全域にわたっております。

○奥平一夫委員 その調査結果は出ましたか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 現在取りまとめ中です。

○奥平一夫委員 いつごろ上がりますか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 年度内にはしっかり整理をいたします。

○奥平一夫委員 年度内というのとあと二、三日しかありませんけれども、年度内にできるのですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 大丈夫でございます。

○奥平一夫委員 その後、その結果について紙でいただきたいと思いますが、いかがですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 承知いたしました。

○奥平一夫委員 それから、平成25年度に基本構想を策定するということですね。今後宮古島市と連携し、県と市の役割分担等も含めて検討し、整備実現に向けて取り組んでいく考えであります。これは平成25年度に基本構想を策定して、今後の実現までの計画というのは皆さんつくってあるのですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 本年度基礎調査を実施し、翌年度は基本

構想の策定ということになっております。この基本構想は公園候補地の選定とか、それか整備条件の把握といった、少し踏み込んだ調査をしてみたいです。その調査結果を踏まえまして、事業化に向けた取り組みになりますので、現時点で基本計画だとか、実施計画だとかといった具体的なスケジュールは御提案をしかねる状況でございます。

○奥平一夫委員 事業着手というのは、大まかに何年後ぐらいをめどとしているのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 平成25年度には基本構想を策定するというところで800万円余りの調査費がついております。それで、これをもとにして今後計画関係のものはどんどん詰めていきますけれども、やはり最終的にはどこで、どのくらいの規模で、そしてどういった施設を整備して、事業期間は幾らで、そしてどういう国庫補助事業を使って、県の負担はどれぐらいになるということ、いろいろな関係機関との調整もございまして、現時点で事業着手については申し上げられませんが、なるべく早目に事業が着手できるように計画策定などについても努力していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 大体物事を進めるには目標年度というのがありますが、そういう年度を刻みながら、ここではもう着手しましょうかという、大体の計画は持っているはずですが、もうそれはいいです。それと県と市の役割分担とあります。それぞれの分担というのは、どう分担をされることになるのですか。県の役割、市の役割。

○仲村守都市計画・モノレール課長 県としましては50ヘクタール規模の広域公園を目指しております。そのテーマとしましては、マスタープラン等で示しておりますように海をテーマとした広域公園ということを目指しておりますけれども、目標とするところが少し市と違っていて、市は現在のところ、運動公園といったものの整備を求めています。したがって、かつて市町村合併の前に整備をしました運動施設等々の取り扱いも含めて、それから前回も御答弁させていただいたのですけれども、いわゆる運動公園を必要とする目的です。例えば、プロ野球だとか、プロサッカーのキャンプの誘致だといったものでございまして、セルラースタジアムだとか、それから石垣市のあかんまのサッカー場だとかといったぐあいで、既に市町村が役割分担をしながらキャンプの誘致をやっております。そういった点は市町村がやるべきで、県の役割との役割分

担というのはしっかりすべきだという基本的な考え方を持っております。

○奥平一夫委員 前回もそうでした。たしか今のような答弁があったと思うのです。市としては今言った防災、運動公園という機能を持った公園というものを目指したいと。しかしながら、前政権のときには海をテーマとした県立公園という、だから私としては本当に海をテーマにした県立公園だろうと思っていたのに、政権が変わるといきなり、去年あたりから運動であったり、防災であったりいろいろな機能をくっつけてそういう提案をしているのです。ですからそういう意味で、県の方向性と市の方向性が若干ずれているところがあって、早目にきちんとやっていかないとおくれる可能性もございます。いかがですか。

○當銘健一郎土木建築部長 この前宮古島市の方から副知事に要請が来しました。完成の図面まで見せていただきましたけれども、御指摘のとおり、現在考えている公園のイメージが、やはり県とは少し考え方が、少しと異なりますか、相当程度違いますので、この平成25年度の基本構想をまとめる段階で、宮古島市と非常に密に意見交換をしながら、いずれにしても地元には喜ばれる公園で、さらには県営公園としての風格といたしましょうか、そういうものを持ったものでないといけませんので、これは地元とよく協議をして基本構想をまとめていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 海をテーマにした県立公園ということになれば、下地島空港を取り囲むような地形も結構有望ではないかと思えます。結構、事業自体も進みやすいのかと思うし、空港を囲むという形にすればなかなかおもしろいアイデアが出てくるのではないのかなと思えますので、そごがないようにきちんと話し合いをしながら、ぜひ早目に着工できるように頑張ってくださいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

○金城勉委員 まず4ページの陳情平成24年第125号の住宅リフォームの案件です。これは平成25年度の予定件数、予算額を教えてください。

○豊岡正広住宅課長 県の予算としては1100万円ということですが、仮に上限額を11万円と考えておりますが、その場合には100件程度ということになります。

○金城勉委員 8ページの陳情平成24年第158号の2の定期船就航実証実験の件ですが、4番目の航路拡充を図っていくということですが、これはどこを想定していますか。

○普天間信栄港湾課長 平成23年11月から実施しております定期船就航の実証実験の中で、いろいろな課題について整理しております。特に地元の企業から要望がございますのが、東京都、大阪府、福岡県という大都会の消費地です。その中から、具体的には大阪府に、今月から一部貨物を出している状況です。

○金城勉委員 先ほど嘉陽委員の質疑に対する答弁で、年々取扱貨物量が減っているという話がありました。一方で、この実証実験をすることによって、取扱貨物量がふえたと聞いておりました。その辺のところを具体的な数字を示しながら説明いただけますか。

○普天間信栄港湾課長 実証実験ですが、平成23年10月から取り組んで、実質は11月から貨物船を使って実施しております。平成25年2月末までに64回船を使って、取扱貨物が2万600トンです。実験前は1カ月当たり226トンでしたが、実験後は平均で1300トンということで、5.8倍にふえています。

○金城勉委員 先ほどの説明と、今の説明が合わないけれども、その辺の仕組みについて説明をお願いします。

○普天間信栄港湾課長 中城湾港での取扱貨物は、主にこれまでは砂、砂利、特に中国あたりからの砂の購入等が平成20年、平成21年ごろまではございました。いろいろな国の情勢等もありまして、それがほとんどない状態になっております。全体的に貨物量が減っています。その中でコンテナ貨物の実証実験に取り組んでおります。この数字としては、平成24年度の取扱貨物の中に反映されて、若干回復に向かっていると考えています。

○金城勉委員 全体の取扱貨物量は先ほど嘉陽委員に説明したように、77万トンから平成24年度に61万トンに至る推移が全体の取扱量と。その中で、実証実験の数字については、今言ったように1300トンにまでふえてきたということで理解していいですか。

○普天間信栄港湾課長 実証実験で取り扱っている貨物は、先ほど説明したように2万トン余りです。平成23年度ですと全体で61万トンありまして、やはりその中で大半を占めるのが砂、砂利、原塩の材料、いわゆる鉱産物です。これが36万トンということで大半になっております。今、実証実験で取り扱っている水などは全体的に数字で言いますと、少し少ないということですが、今後定期的に中城湾港から輸出する計画が進んでおりますので、取扱貨物の増加につながるものと考えております。

○金城勉委員 その辺の資料を内容別にまとめたものがあれば、提供いただけますか。

○普天間信栄港湾課長 承知しました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 10ページ、陳情平成24年第167号の件です。これは火葬場と道路のことに触れていますが、それと直接関係ありませんが、漫湖公園のことが入っているので少しお伺いします。マングローブの伐採をやっているのも、私も通りながら気になって見っていますが、その管理はどこがやっていますか。

○徳田勲河川課長 河川の管理者としては、2級河川ということで県になります。ただし、マングローブの伐採とか、管理については環境省で今現在やっています。実際にマングローブの間引きや手入れ等は環境省でやっています。

○新垣安弘委員 皆さんでは関知していないのですね。

次に17ページの陳情第14号、建設業界からの事業の県内発注の要請があります。四、五年前でしたか、沖縄防衛局と沖縄総合事務局に県も要請するし、議会からも要請するし、そういう行動を起こして、その後に改善してきたという話がありました。ここにも県内建設業の受注割合は増加していますとしっかりと書かれていますので、そこら辺、県と議会が強く要請して以来改善されたという話は聞いていますが、具体的にどういう割合で件数や金額における内容が改善されてきたのか、そこら辺のところをお願いします。

○武村勲土木企画課長 県のほうでは、沖縄総合事務局、沖縄防衛局の双方に、

平成20年度以降要請を続けております。その結果、かなり金額など県内発注がふえてきているところではあります。数字で申し上げますと、金額ベースで、沖縄総合事務局では平成19年度で54.6%、平成20年度は48.6%、平成21年度は59.4%、平成22年度が64.5%、平成23年度は63.5%と。約63、64%程度というのがこの一、二年の動向でございます。沖縄防衛局ですが平成19年度が45%、平成20年度が69.2%、平成21年度が72.4%、平成22年度が49.7%、平成23年度が72.1%。年度によりまして、工事の内容によって若干減るケースはありますが、総体として向上してきているという状況です。

○**新垣安弘委員** 分離分割発注がしっかりとこなされるようになってきたということに理解していいですか。

○**武村勲土木企画課長** 分離分割発注、それから経営事項審査の基準を引き下げるとか、国のほうでもかなり県内企業に配慮した、受注ができるような体系に進めております。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
桑江朝千夫委員。

○**桑江朝千夫委員** 8ページの陳情平成24年第158号の2、中城湾港について2点お聞きします。1つは、新港地区土砂しゅんせつ工事はいつまで続く予定ですか。

○**普天間信栄港湾課長** 中城湾港埋立事業に関連します直轄の新港地区、東埠頭の航路白地工事等につきましては、平成28年度までの予定と聞いております。

○**桑江朝千夫委員** 中城港湾の陳情処理概要8ページの7番の要請があります。今回、平成24年度に経済雇用対策の大型補正予算が出ました。これは一つには、防災、減災、それに続くような景気浮揚の大型補正予算だったと思います。この7番の要請は、この大型補正予算をしっかりとこれに組み込むべきではないかという思いがしますが、いかがでしょうか。

○**普天間信栄港湾課長** 中城港湾の新港地区における防災、減災対策ということで一防災機能の向上の検討に向けての基礎資料の収集ということで、平成25年度に防災体制構築事業という名称で調査を予定しております。



○桑江朝千夫委員 平成24年度の大型補正予算は、この件においては全く合致して適当なものだと思っていますので、早急にやっていただきたいと希望します。

次に、16ページの陳情第12号について1点教えていただきたいと思います。沖縄県ハイヤー・タクシー協会八重山支部と沖縄県ハイヤー・タクシー協会の関係は、どういった関係なのか皆さんは御存じですか。

○茂上圭弘新石垣空港統括監 今回の陳情者は沖縄県ハイヤー・タクシー協会なのですが、内容自体は沖縄県ハイヤー・タクシー協会八重山支部ということで、沖縄県ハイヤー・タクシー協会自体は上部組織で、その下部組織として八重山支部があるということです。

○桑江朝千夫委員 再確認です。これは、沖縄県ハイヤー・タクシー協会の構成支部ということで理解してよいですか。

○茂上圭弘新石垣空港統括監 そういうことです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 13ページの陳情平成24年第205号、継続に関してですが、ここにもありますが需要予測が過大であると。実は先日配られた東部海浜開発計画の土地利用計画の評価、港湾課というのがありまして読んでみたのですが、最初に沖縄県の入域観光客数が平成30年に850万人になると。これがまず予測を立てる全ての基本になっているのですね。これは宿泊も、それから商業施設も全て、その850万人というものを基本にして、全て計算されているわけです。それに基づいて観光客数、沖縄市への入域観光客数、それから東部海浜開発地域への入域観光客数も、850万人も沖縄に観光客が来るのだということをもとにして、全て計算されています。今、五、六年後に沖縄の観光客数が本当に850万人になると思っていますか。どうですか。

○普天間信栄港湾課長 沖縄市の作成しました資料等によりますと、沖縄市への入域観光客の基礎となっております850万人の推計につきましては、昭和61年から平成20年までの沖縄県入域観光客数の推移により算出した資料になって

ございますので、これについては妥当だと考えております。

**○新里米吉委員** これは相当見直さないと大変なことになるのです。何かというと、昭和61年は203万人でした。平成20年に605万人になりました。それまでは右肩上がりなのです。今幾らになっているかわかっていますか。右肩上がりになっていません、下がっているのです。どうですか。その後も右肩上がりになっているのだったら、今ごろ700万人ぐらいになっていないといけないのです。

**○普天間信栄港湾課長** 平成24年の沖縄県入域観光客数の実績は584万人、市の推計式で試算した結果によりますと699万人ということで、その差は115万人でございますけれども、推計値と実績値の差につきましては、平成21年のリーマンショックなど世界的な景気悪化や、新型インフルエンザ及び一昨年発生しました東日本大震災による大幅な落ち込みと、一時的なものだと考えてございます。

**○新里米吉委員** 一時的だけでは済まないのです。観光というのはそれはいつもつきものです。そしてある程度、経済成長もそうなのですが、発展途上国はぐんぐん上がるのですよね。ぐんぐん上がって20%、10%という経済成長があるけれども、ある一定のところ来ると大体停滞してくる。日本がそうです。ヨーロッパも米国もそのようなものです。中国はまだ10%近く、以前はもっと伸びたわけだが、日本も20%以上伸びた時代もあったのです、1960年代は。だから観光もいつまでもぐんぐん伸びるというものではないのだというのが頭に入らないと、今はむしろ減少、停滞に来てしまっているのです、これからいろいろ努力をしてもある程度は伸びるという要素、外国からの観光に力を入れてやっています。一括交付金もそういうつもりで。日本の人口は減ってきているわけだから、減るということはわかっているわけだから、どうしても外国からある程度入ってこないと伸びる要素はない。そういうことも頭に入れないと、850万人ということになると、一時期は浮かれていたかもしれないけれども、今、現実的に考えると将来的にも850万人というのは本当にできるのかどうか、1000万人どころの騒ぎではないことはもうわかっているのです。観光の先進で我々と類似のハワイが大体700万人で安定してしまっているのです。何十年も長い期間700万人なのです。向こうはしかし、自分たちで1000万人にしようという気持ちもないです。それでやっていくのだと。そこはよっぽど考えないと、沖縄が850万人も1000万人にもなるのだと、それを正しいものだと、これを

もとに全部計算をしている。そして、県もそれは妥当だと書いてあるのです。先ほどのトレンドでやりましたと、トレンドというのは将来もずっと右肩で、この勢いで伸びるのだと。だから百何十万人も足りなくなっているわけです。計算が合わなくなった。もう既に百十何万人も差がついて、百十何万人といったら大変な数字です。ちょっとやそっとの数字ではないです。これをリーマンショックとか、ほかの理由だけでは説明つかない。そういうことは頭に入れてもらいたい。これだけ要望して、これ以上言っても大変でしょうから、それだけ言えば大体みんな気づくことなので、それだけで終わっておきます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 4 ページ陳情平成24年第125号、住宅リフォームについて確認します。先ほど、金城委員から質疑があった11万円を限度として100件近くを平成25年度考えているということですが、陳情者の中身を見ますと、沖縄市、名護市、嘉手納町、南風原町の2市2町の部分の中での予算範囲内なのか、平成25年度に新たに創設する市町村があるのかどうか。その皆さんに対しての対応はどうなのか。11万円を限度とした件数の配分といいますか、こういった形でこうなされているのかということを確認したいです。

○豊岡正広住宅課長 現在、実施している市町村は5つあり、名護市、沖縄市、嘉手納町、南風原町、与那原町です。次年度に県が助成制度をつくったら市町村の皆さんはどうですかというアンケート調査をしています。5市町村を含む16市町村は、自分たちのところでもそういった事業をやりたいという回答を得ています。1100万円、先ほど限度の補助額、県の助成額11万円を交付したときには100件と回答しましたが、少なくとも100件ということ。例えば、5万5000円くらいの補助で済む場合、100万円するときには5万5000円くらいの補助を考えていまして、その場合には200件ということになっています。今年度は、これから市町村の予算措置とか要項等をつくるということですので、額につきましてはこれくらいが妥当かという額です。

○仲宗根悟委員 もちろん11万円が上限であって、五、六万円の補助もあるのかもしれないということですが、要件といいますか、規模といいますか、リフォームをする大きさ、規模に応じてかかる費用も変わってくると思いますが、実際にリフォームをしたいと申請を出された部分について市町村は大体どのく

らの補助をしながら、それに対して県は市町村に対してこれだけするという要件といいますか、そういったことはどのようになっていますか。

○豊岡正広住宅課長 現在実施している市町村においては、事業の対象要件として、20万円以上のリフォーム工事について大体20%くらいの補助を出しているということです。県としても考えているのは、例えば200万円のリフォーム一県は政策目標を掲げまして、バリアフリーのリフォーム、あるいは省エネ改修に限定をしています。そこに係る部分が例えば200万円というときには、そのうちの20%、40万円の補助をします。補助の内訳として、国の補助も使えるものですから、国の交付金が18万円、市町村、県がそれぞれが11万円で、合計40万円の補助をするというスキームを考えているところでございます。

○仲宗根悟委員 先ほど、アンケートをとったら15市町村が創設に向けた動きがあるという話でしたが、これは全てに対応するとなると恐らく平成25年度内では1100万円では足りないと思いますが、その辺の対応についてはどうですか。

○豊岡正広住宅課長 先ほども説明いたしました。今年度の予算が可決されて、これから市町村にもう一度集まっておりますので、こういった県の制度ができたから市町村もやってくださいという形で、今までやっていない市町村については補正予算を組まなくてははいけません。今、現在実施している市町村についても要項を再度作り直さなくてはいけないということで、平成25年度についてはそういうこともあるので、この額をまずは県として支援する額としておいて、今後は平成25年度の実施状況を見ながら評価しながら、考えていきたいと思っております。

○仲宗根悟委員 状況を見ながら、膨れたら対応していきたいということではないですか。

○豊岡正広住宅課長 そのとおりです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情平成24年第205号、13ページについてお聞きします。ここに②の公有水面埋め立ての中で、地震、津波、高潮、台風の自然災害につい

ての対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○普天間信栄港湾課長 地震、津波の対策ですが、特に最大クラスの災害につきましては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に防災意識の向上、防災施設や避難施設等の整備などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策をとることが必要だと考えております。

○新垣清涼委員 総合的な対策ですが、先ほど桑江委員からもありました。同じ中城湾港の中で新港地区の海拔は幾らになっていますか。そして泡瀬地区はどのように進められていますか。

○普天間信栄港湾課長 泡瀬地区の計画高ですが、まずは護岸の高さですが、国の施工分につきましては、標高でいいますと2.2メートルから3.3メートル。県施工分の岸壁物揚場等の部分でございますが、標高2.2メートルから6.5メートルの高さになっています。また護岸以外の造成高ですが、国の施工分につきましては標高5.1メートル、県の施工分につきましては2.8メートルになっております。新港地区については、標高2.7メートルと聞いております。

○新垣清涼委員 先ほどの東日本大震災、近いうちに南海トラフー大きい地震があるだろうと盛んに災害予想がされてます。泡瀬地区も過去にそういった津波の経験があると思いますが、この高さで十分だと思いますか。

○普天間信栄港湾課長 地震、津波の考え方ですが2通りありまして、レベル1とレベル2です。レベル1につきましては、公有水面埋立申請時のチェックとしまして、港湾の技術上の基準等からチェックをしております、それについては通常の港湾の技術上の基準を満たす高さだと考えております。ただし、レベル2につきましては、大変大きな津波ですので、これにつきましては国の中央防災会議等でも基本的な考え方が示されてございますが、ハード面での対応には限界があり、現実的な対応としては避難経路や避難場所の確保が重要となっております。なお、具体的な避難場所、高さについては、まだ事業が途中でございます。今後、地元の沖縄市等とも十分な調整、検討をして計画を立てていくことになっております。

○新垣清涼委員 今、沖縄市の計画ですと、完成したときに1日に何人の人が

滞在しているという計算ですか。

○普天間信栄港湾課長 1日当たりの利用者数ですが、約1万1000人と見込んでいます。

○新垣清涼委員 先ほど、まだ事業の途中だからということでしたが、今現在つながれている管理道路がありますね。地震が発生したというときに、そこから1万1000人が逃げるために、何秒、何分で避難できるという想定ですか。

○普天間信栄港湾課長 平成25年度から事業をいたしますアクセス道路、橋梁を使つての避難は非現実的でございますので、こういった大津波への対策につきましては、やはり人工島内で今後つくられるであろうショッピング施設やホテル等の3階以上一高さについてはこれから具体的になると思いますが、ある程度の高さ以上の階、あるいは屋上等を利用した避難施設の確保が重要と考えています。

○新垣清涼委員 そういう想定はいいです。現在、沖縄市の空き店舗はどのくらいあって、毎年どのように変化しているのか。その調査をされていますか。

○普天間信栄港湾課長 ただいまの質疑の沖縄市の空き店舗につきましては、調査したデータ等は持ち合わせておりません。やっておりません。

○新垣清涼委員 沖縄市が計画した活用といいますか、そういうことからしますとそういった商業施設等いろいろな計画があると思います。そういった裏づけをとらないといけないと思います。そういう意味では、沖縄市の今の商業施設や貸し事務所等を含めて、要するに足りない部分があるのかどうか。そういうことでないと、東北、北陸あたりは低地から高いところに町を移そうという流れになっています。その中で、このような低いところに新しい土地をつくって、本当に本土から企業が移ってくるのかというのは大変疑問です。そういう意味では、非常に危ないことはしてほしくないという思いでいます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは、環境生活部所管の条例案件について、お手元の資料により御説明いたします。

議案書の61ページ、乙第13号議案沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、環境影響評価法の一部が改正されたことに伴い、法との整合を図るとともに、より環境に配慮した環境影響評価を推進するため、配慮書の作成手続等を新たに定める必要があることから、当該条例の一部改正を行うものがあります。

沖縄県環境影響評価条例に関する主な改正内容としましては、1. 議案書の62ページの第4条の2から第4条の8において、方法書手続以前の事業計画の早期段階に、条例の対象となるような事業を実施しようとする者は、事業の位置・規模等に関する複数案の検討を行い、これらの結果を記載した配慮書の作成等を行う手続を定めております。

次に、議案書の71ページでは、第7条の改正により、インターネットの利用による方法書の公表を定めるとともに、新たに第7条の2において方法書段階における説明会の開催を定めております。3番目に議案書の72ページでは、本条例の施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日と定めております。

以上、乙第13号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 質疑はたくさんあるけれども、きょうは時間がないから早目に終わらなさいと言われているのでたくさんはやりませんが、埋立事業をする場合に環境配慮書の問題が出ております。この中身については具体的にどこが検討するのですか、第4条の4。

○下地寛環境生活部長 これは沖縄県の環境影響評価条例ですので、基本的には環境部局がその配慮書についても審査をするということになります。

○嘉陽宗儀委員 今、辺野古のほうの埋立問題がクローズアップしているのですけれども、その埋立事業をするときには、皆さん方は出されたものについては精査をするのですか。

○下地寛環境生活部長 この条例は、新たに配慮書手続というものを規定しているものです。配慮書というのはどういうものかといいますと、これまでは方法書、準備書、評価書というのが環境影響評価の手続です。その前に配慮書手続ということで、基本的には事業の位置とか、規模とかそういったものを、それが余りシビアに決まっていなくて、そして例えば、複数案をそれに想定をして、こういうことで今この事業を実施しようとしているというものを提示した上で、例えば、住民とか市町村長とか、県とかに意見を聞くと。つまり、環境影響評価の手続が、ある意味4段階になったという状態だと考えていただきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 埋立申請して、県民からいろいろな意見書が出てきていますね。配慮書はその前段の問題だということだから、具体的に県民から出てきた問題について、この改正案では関係ないのですか。

○下地寛環境生活部長 この条例が施行された後に出てきたものについては、今、私が申し上げましたように、事業の初期段階から複数案を提示した上で、その案の中で一番、例えば経済性とか、それから環境に与える影響はどちらが



一番少ないかとか、そういったものを計画がまだ粗い段階から複数案を提示して、県民にも市町村にも県にも提示をした上で、その段階から審査を受けるとのことだと理解していいと思います。

○嘉陽宗儀委員 審査の結果、沖縄県環境影響評価条例に照らしてみても問題があるというときには、皆さん方は変更命令というのはできるのですか。

○下地寛環境生活部長 条例の中では、基本的にゼロオプションみたいなものは我々審査サイドでは申し上げられませんけれども、事業者がみずから、例えば、こういう審査の中でこの案では厳しいという判断をして、みずから変えるということは可能かもしれませんが、我々はあくまでも環境の立場から今のAという案、Bという案というのは非常に厳しいですということは、言う可能性があると思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 議案書の74ページ、乙第14号議案沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例について、御説明いたします。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律―地域主権一括法の中で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、これまで環境省令で定められていた知事が設置する指定猟法禁止区域や鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を知事が定めることになったことから、新たに条例を制定することとなりました。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、乙第14号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方、指定猟法禁止区域を表示する標識の寸法と書いてありますけれども、これは現在そういう区域がどれぐらいありますか。それから看板や表示は何枚ぐらいありますか。

○下地寛環境生活部長 数は正確に申し上げられませんが、例えば、ヤンバルでありますとか、粟国村とか、いろいろなところに鳥獣保護区とか、特別鳥獣保護区というのがありまして、一番近いところでいえば末吉の森にもそういう保護区は設定されていて、入口に寸法的にいうと36センチメートル幅の縦が150センチメートルとか、そういうものが今、環境省令で定めているわけです。それを条例で定めるということを設定するという意味です。

○嘉陽宗儀委員 これは禁止区域の面積によって表示する枚数というのはあるのですか。

○下地寛環境生活部長 枚数の規定はありませんけれども、基本的には県民、住民がこの地域をそういう地域だということが認識される必要箇所に、例えば、私が知っている限りでは末吉の山でも3カ所ぐらいにそういうものが表示されていたかと思えます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部

を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 議案書の78ページ、乙第15号議案沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、計量法施行令の一部改正に伴い、特定計量器から削除されたベックマン温度計などの検定手数料を廃止するほか、経過措置期間の終了に伴い使用実態がなくなった経過型式外検定対象の特定計量器の検定手数料を廃止する必要があることから、条例の改正を行うものであります。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、乙第15号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 議案書の81ページ、乙第16号議案沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、国が当該基金の財源となる地方消費者行政活性化交付金を、平成24年度補正予算により増額したことにより、県においても事業を引き続き実施するため、沖縄県消費者行政活性化基金の設置期間を平成26年12月31日まで延

長する必要があることから、条例の一部改正を行うものであります。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、乙第16号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 市町村が行う事業を支援するためと書いてありますけれども、今、実績はどうなっていますか。

○渡真利雅男県民生活課長 実は市町村につきましては、これまでなかなか消費者トラブルについての窓口の設置が少なく、この基金を活用して、この窓口の設置の促進に努めてきたところであります。それから中には、市によっては相談員を相談窓口に設置しているのですが、なかなかその相談員の方たちの啓発といいますか、相談員たちの技量アップです、そのあたりがなかなか思うようにいかないということだったので、そういう方たちに対して本土で専門的な研修を受けさせるといったような事業に活用してきております。

○嘉陽宗儀委員 事業を行っていない市町村はありますか。

○渡真利雅男県民生活課長 まだ窓口を設置していない市町村も幾つかございます。この事業を始める前は大体4割程度の市町村に何らかの窓口があったのですが、この事業を活用することによって、大体7割から8割程度までいくのではないかと。年度末あたりを予想しますと、それぐらいの各市町村に窓口が設置されるのではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この事業については、今から消費税増税、県民生活、問題がいろいろ出てくるはずですから、ただいまの実態について資料をつくって、提供してもらえますか。各市町村の取り組み状況、実績。

○渡真利雅男県民生活課長 これは市町村の窓口の設置状況という形によろしいですか。わかりました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 県の事業の状況は今どうなっていますか。

○渡真利雅男県民生活課長 県の事業としましては、やはり広く県民に知らせるための広報啓発を中心に行っております。例えば今、テレビあるいは映画館、それから路線バスで、消費者トラブルにあった場合には、どちらに連絡をすればいいのかという消費者窓口についての広報啓発をやっているところでございます。

○新垣清涼委員 県の事業の中で、年間何件あって、そして一番多い相談ベスト5を挙げるとしたら、どういうものがありますか。

○渡真利雅男県民生活課長 これは私どもの出先機関である県民生活センターでとっているのですが、最近の県の状況では大体6000件余でありました。トップ5と申しますか、一番多い件数は、最近ではデジタルコンテンツ系—デジタルコンテンツと申しますか、携帯メールをワンクリックしますと、それで請求が入ってきたりといったような携帯電話やあるいはパソコンを使った形でのデジタルコンテンツ系の相談件数がふえたり、あるいは不動産関係で、敷金、礼金についての相談があったり、あるいはこれは前から多かったのですけれども、多重債務関係についての相談件数等も多かったかと思えます。あと2つは今手元に資料がありません。

○新垣清涼委員 脱法ハーブ、こういったことも寄せられていますか。

○下地寛環境生活部長 脱法ハーブは、基本的には福祉保健部の中で苦情とか監視も含めて法律的にも所管していますので、我々消費生活センターが受けるのはそういったものは含まないで、基本的には消費にかかわるトラブルとか、相談とか、そういうものが中心です。ですから、そういう相談とか啓発をしながら、窓口も市町村、つまり県だけではなく、市町村にも窓口をふやして、より県民が相談しやすい環境をつくるというのがこの基金の大きな目的ですの

で、そういう形でできるだけ全市町村につくりたいのですけれども、先ほど答弁しましたけれども、そこまでいかなくて、16市町村ぐらいで窓口をつくって、あとは窓口のないところは県が直接相談を受けてトラブルを解決してあげる、トラブルの解決の仕方を教えてあげるということをしております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 消費者安全の確保、相談機能の強化ということで、市町村の窓口ができていないところがたくさんあるということですが、この基金は市町村に対してはどのようなことに対して金を出していますか。

○下地寛環境生活部長 基本的には窓口をつくる場合の補助員の雇用の面であったり、例えば、非常勤職員を雇うとかそういった場合の費用、それからその職員のレベルアップ—その市町村役場の相談に対応するためのレベルアップの研修のための費用とか、そういったものを市町村がやる場合にはその補助金からそれを充てることができるという形です。

○新里米吉委員 窓口に人を置いていない市町村が窓口をつくったときの賃金にも使うとなると、これは平成26年12月31日までは県の基金から助成できるけれども、その後は助成はできなわけですよ。これは継続してやってくれるかどうかの問題は出てきます。いわゆる啓発活動で一時的に人は置くけれども、将来的には自分たちで自立してやりなさいという事業と捉えたほうがいいのですか。

○下地寛環境生活部長 基本的にはそういう形で、ある意味ではその基金のある期間、これで5年ぐらいになりますけれども、その間に市町村は人材育成をして、みずからそういう地元の地域住民に、市町村民に相談があった場合に応じられるような、そういう基盤もつくってくださいというのがこの趣旨です。ですから、そういう意味で財政力とか、小さい市町村についてはその窓口を一旦設置するとその先、基金からの支援がなくなったときを想定して、なかなか全市町村までいかなかったというのが現実ではあります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 議案書の82ページ、乙第17号議案沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、社会状況の変化により、全面禁煙施設が増加したことに対応するため、映画館等の興行場における喫煙所の構造設備基準について、全面禁煙施設の場合には、喫煙所を設けることを要しないこととする規定を追加する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、乙第17号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 ここでいう興行場というのはどこを指していますか。

○阿部義則生活衛生課長 興行場というのは劇場とか映画館、それから闘牛場とか、人を集めて催し物を見せるというところです。

○具志堅透委員 その興行場が全面禁煙をうたった場合に、それが適用されるということですね。

○阿部義則生活衛生課長 そうです。

○具志堅透委員　ここで禁煙場を設けることを要しないということは、例えば、その店側がつくった場合は可能ですか。

○阿部義則生活衛生課長　そういう場合はほとんどないのだと思いますけれども、基本的には全館禁煙、もしくは施設内禁煙とした場合には、あえてそこに喫煙場を設けるということは当然その趣旨から反することですので、まずはそういうことはあり得ないと思います。ただ、可能性としては、例えば、もともとそこに喫煙場があって、それを全館禁煙にしました。喫煙場があってなおかつ全館禁煙ということも可能性としてはあります。旧来あったものがそのままあるという形の場合です。

○具志堅透委員　ですから、そういうことがあり得ますので、その場合は撤去する必要、義務はないということですよ。

○阿部義則生活衛生課長　趣旨からしたら全館禁煙ということですから、通常の場合は撤去するか、もしくは使用できない形にして、喫煙所ではないということが明らかな形、何らかの形にしていると思います。実際にそういう施設を私は見たことがないのですけれども、仮にあったとした場合でも、そういう何らかの措置はしていると思います。

○具志堅透委員　だと思いますということなのですが、例えば、今、分煙をきちんとやりなさいというところがあります。きちんと分けて吸う場所をつくれという、一方でそういう考え方があるのだらうと思います。そういう場合にはどうなりますか。

○下地寛環境生活部長　この条例自体は今、県の条例の中で、例えば、3階建ての映画館があるとすれば、各階に喫煙所を設けなさいと規定しているわけです。ところが最近、全館禁煙ということもありますので、そういった場合にこの全館禁煙と興行場が決められているのに、条例上は各階に喫煙所を設けなさいというのがあるのは、もうそごがあるわけです。そういう意味で、それを取っ払うと、条例の中から全館禁煙の場合は関係ないというものを設けるものなのです。

○具志堅透委員　全館禁煙の場合は理解できますが、そうでない場合は分煙を



してやりなさいということで、そこまでは規制をするものではないということ  
 でいいですね。

○**下地寛環境生活部長** その施設自体が喫煙所を設けるということを禁止する  
 ものではございません。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
 嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** なぜ禁煙措置をするのですか。なぜ禁煙にするのですか。

○**下地寛環境生活部長** それは営業者の判断だと思われます。要するに、例え  
 ば、映画館を利用する人が今の社会情勢の中では禁煙を好む人が多いというこ  
 とであれば全館禁煙にして、喫煙ではない人をたくさん呼び込むということ  
 を営業者、経営者が判断をして、全館禁煙だったり、各階に喫煙所を設けたりと  
 いう判断をするということになると思います。

○**阿部義則生活衛生課長** 環境生活部長が今答弁された中身も正しいのですけ  
 れども、後は補足的に、分煙という考え方は健康増進法という法律が—うちの  
 所管ではないのですけれども、そちらで分煙をきちんとしなさいという法律が  
 あります。もう一つは、市町村が持っている火災予防条例というものがござい  
 まして、その中で例えば、劇場とか映画館の中では喫煙をしてはいけないとこ  
 ろと指定をしてあるのです。ですから映画館とか、劇場の中では禁煙というこ  
 とは今は当たり前前の状態になっているということで私は理解しております。

○**嘉陽宗儀委員** 当たり前のことを私は今くどくど聞いているのです。なぜタ  
 バコを吸うなということをやめるのですかと言っているのです。健康にいいとか、  
 悪いとか言えばいいです。

○**阿部義則生活衛生課長** 健康増進法の中で、健康にある程度一定の害がある  
 ということで分煙を義務づけておりますので、その流れで禁煙ということにな  
 っております。

○**嘉陽宗儀委員** だからそういう答弁を引き出そうと思っていたのだけれど  
 も、風営法—風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上のパチンコ

店はどうなっていますか。タバコは禁煙されていますか。

○下地寛環境生活部長 風営法上の施設については警察署が所管ですので、我々の条例の対象ではないです。一緒に風営法をとって、興行場関係の対象施設もありますけれども、パチンコ店については違います。

○嘉陽宗儀委員 聞きたかったのは、普通の興行場ならば禁煙して健康維持にというけれども、パチンコの人たちは覚悟してタバコを吸って、向こうでは煙の中で、ばい煙みたいな状況ですよ。そこでやるのは大いに自由と。健康の心配までしないということでもいいのです。

○下地寛環境生活部長 所管が違いますので、その辺の判断はできませんけれども、いずれにしても風営法というのは健康というものを視野に置いた法律ではなかったと思いますので、それはまた別の視点から、健康については規定すべきであると思はいます。

○嘉陽宗儀委員 普通の興行場に行く人と、パチンコ屋に通うのは、健康については余り県は心配しないぞという趣旨かなと思って今、質疑をしました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 議案書の83ページ、乙第18号議案食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律―地域主権一括法の中で、食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部が改正されたことに伴い、食品衛生検査施設の設備、

器具及び職員の配置に関する基準について、知事が条例で定めることとなったことから、新たに基準を追加しております。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律―感染症予防法に基づき国が示す、事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針―ガイドラインの一部改正により、就業制限の対象となる感染症が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、乙第18号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、環境生活部関係の陳情平成24年第76号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは、環境生活部所管の陳情について、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により、御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、目次にありますとおり、新規3件、継続10件、計13件となっております。

初めに、継続10件中処理方針に変更がある2件について、御説明いたします。  
お手元の資料2ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の2につきましても、平成25年度も引き続き、被災者の支援を継続することなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。  
次に、12ページをごらんください。

陳情平成24年第200号につきましても、ワンストップ支援センターの設置に向け、関係機関との検討を始めたことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

続きまして、新規の陳情3件につきましても、処理方針を御説明いたします。  
13ページをごらんください。

陳情平成25年第16号沖縄県産業廃棄物最終処分場建設についての情報公開及び処分方法の見直しを求める陳情につきましても、処理方針を説明いたします。

県では、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けて、平成17年6月に公共関与事業推進会議を設置し、立地候補地の選定などの調査検討を行いました。平成19年3月には、本部町崎本部、名護市安和、浦添市伊奈武瀬の3カ所を立地候補地に選定し、平成22年度からは、名護市安和区の住民等に対する説明会や先進地視察を実施しております。県としては、今後、周辺環境整備などについて意見交換するための地元連絡協議会を設置するとともに、地元安和区、名護市及び同市議会などへ説明し、引き続き合意形成に努めていく考えであります。また、県内における地域別の産業廃棄物の排出量については、県が実施している実態調査によると、平成20年度は、北部地域が36万4000トン、中部地域が74万3000トン、南部地域が64万7000トンとなっています。廃棄物の処理は、排出抑制、減容化、リサイクル等を基本に行われておりますが、どうしても埋立処分しなければならないものが残り、平成20年度の県全体の産業廃棄物の最終処分量は、12万1000トンとなっています。特に管理型の産業廃棄物については、中部にある3カ所の最終処分場で処理している状況にあります。公共関与による最終処分場の整備に当たっては、周辺の自然環境、生活環境及び景観へ配慮するため、オープン型から被覆型に変更し、処理水を外部に放流しないクローズド方式により整備することとしております。

15ページをごらんください。

陳情平成25年第17号産業廃棄物最終処分場の管理に関する陳情につきましても、処理方針を説明いたします。

沖縄市の産業廃棄物処分場の問題については、その解決に着実に取り組むため、平成24年11月に事業者、地元3自治会、営農団体、沖縄市及び県の7者でゴミ山の改善に係る基本合意書を締結し、情報共有を図りながら、新たな焼却

施設の本稼働後8年以内の改善に向けて、関係者で進捗管理していくことを確認したところであります。平成24年12月には、同基本合意に基づきゴミ山改善進行管理協議会を設置し、改善作業に係る進捗管理や環境調査に係る情報共有、ゴミ山改善後の産業廃棄物最終処分場の廃止に向けた環境調査等について協議し取り組むこととしております。ゴミ山の改善作業の進捗状況としては、安定型区域については、現在、事業者は沖縄市に提示した改善計画に基づき、平成25年9月までに覆土を含め標高68メートル以下にするべく、改善作業を進めているところであります。管理型区域については、改善を着実に進捗・管理するため、平成22年10月に発した改善命令の履行確認後に引き続き、平成25年12月を履行期限とする改善命令を昨年12月に発したところであり、新炉の本稼働後8年以内の改善に向けて指導を強化していくこととしております。また、事業者が毎年実施している地下水調査において平成23年8月に処分場敷地内3地点のうち1地点で、平成24年3月の沖縄市による地下水調査で2地点のうち1地点で、平成24年8月の県の表流水等の調査で5地点のうち1地点でヒ素が基準値を超えて検出されております。県では、その原因把握を行うため、協議会において現状や今後の調査項目及び調査地点等について意見交換を行い、平成25年1月から11地点で地下水の広域的な水質調査を実施しているところであります。今後、調査を複数回実施し、季節的なデータの推移や傾向を含めて総合的に考査することとしており、取りまとめた調査結果については、同協議会において説明し、意見交換を行いながら対応していくこととしております。

18ページをごらんください。

陳情平成25年第21号集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書の採択を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

消費者被害には、同種の被害が拡散的に多発するという特徴があります。個々の被害者が、みずから訴えて、こうした消費者被害の回復を図ることは、費用や労力を要するため困難です。消費者庁では、こうした消費者被害の回復を図りやすくするために、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、ことしの通常国会へ法案を提出することを目指して検討が行われています。平成24年8月に公表された制度案では、二段階型の訴訟手続を新設することとされています。具体的には、まず、一段階目の裁判で、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が多数の消費者にかわり事業者に対し裁判を提起し、事業者の金銭支払義務の有無の確認を行います。次に一段階目の裁判で勝訴した場合、二段階目の裁判から、実際に被害を受けた消費者が参加し、どの消費者に、どれくらいを支払うかを確定するという制度であります。沖縄県としましても、本制度の創設によって、消費者の被害回復への実効性が高まるものと期待して

おります。

以上、環境生活部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この新規の陳情第17号、沖縄市のごみ山問題について聞きます。処理方針を見ますと、ごみ山改善について結構進行しているように説明しておりますが、現実にはどうなっていますか。

○古謝隆環境整備課長 ごみ山改善進行管理協議会につきましては、ごみ山の基本合意に基づきまして12月に第1回を開催しまして、1月に第2回を開催しています。この中で、現在話し合っている事項は、ごみ山の改善すべき目標について、どのように進捗管理をしていくのかどうか。環境調査についてどういった項目、どういった現状になっていて一ヒ素の問題も含めて出ていますが、今後どのように調査していくのか、その辺を協議会の中で話し合っているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 これを見ますと、具体的に高さ何メートルと書いています。9月までに覆土を含めて標高68メートル以下にするべき改善作業云々ということですが、めどはたちますか。

○古謝隆環境整備課長 今、委員がおっしゃった68メートルの部分につきましては、沖縄市との約束で、安定型につきましては、ことしの9月末までに68メートルまで覆土するという事で約束しております。現在、撤去すべき廃棄物の量は4万1000立米になっていますが、これについては約10メートル掛ける10メートル、深さ1メートルの升目でもって進捗管理をしていこうということで、現在、協議会の中でもそういった手法をお話しして、進捗管理していくと

いうことで意見交換を行ったところでございます。

○嘉陽宗儀委員 このごみ山問題を何回取り上げたかわからないけれども、なかなか改善されない。それについて皆さん方はこれまで、改善命令を出すとか、行政指導をするとかやっていますよね。今までに何回やってきましたか。

○古謝隆環境整備課長 ごみ山につきましては、まず行政指導として警告書が1回、改善命令が安定型について1回、管理型について現在2回目の改善命令をかけているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 今までの長い歴史の中で、4回しかやっていませんか。

○古謝隆環境整備課長 行政指導として積み重ねてきましたが、進管理が非常に重要であるということで、計画的、効率的に進管理をするために改善命令をかけていこうということで、安定型、管理型について改善命令をかけてその履行を確認してきたところでございます。

○嘉陽宗儀委員 既に私が質疑した中でも、改善命令について何十回と出ているということもはっきりしています。今の答弁でも。きょうの答弁はこれしかないということは、怠けて仕事していないのではないと思って、どうですか。

○下地寛環境生活部長 そういった例えば、廃棄物のいろいろな状態についての事業者に対する指導は、法的な位置づけで、例えば処理基準とかさまざま、法律の中にあるそういった決まりでもって、例えば改善命令や、改善勧告とか、そういったものの数を先ほど環境整備課長が言いました。それ以外に、例えば週1回とか、月に何回か行って状況の進管理をしながら指導することも含めて、それは何十回という形になっていると思いますが、今の答弁はあくまでも法令に基づく改善命令や改善勧告など、そういったものの数をお話ししたということです。

○嘉陽宗儀委員 そうしますと、これについて最初に私が取り上げたのは農業振興法一農業振興地域の整備に関する法律違反の問題で取り上げて、当時は西銘順治知事でしたが、あれから30年くらいになるのに、今までに3回、4回しか皆さんは指導してこなかったということになりますか。

○**下地寛環境生活部長** この施設は基本的に3つの施設からなっています。安定型、管理型。管理型にも古いものと、新しいもの。これは沖縄県の復帰前、昭和43年に管理型は設置されているわけです。ですから、この時期の中での設置基準やいろいろな基準が一変な言い方ですが、あつてないような基準です。平成19年3月まではその施設がそのまま生きていたわけです。つまり、新しい法律の厳しい基準も適用したくてもできないような、暫定的な経過措置といいますけれども、そういったものがあつたということで、なかなか新しい法律の中で厳しい基準を事業者に求めようとしてもそれができないということで、そういった基準が適用されて以降は、2番目の管理型が平成18年12月にできたわけですが、それについては厳しく法令に基づく指導基準ができていると、やつているという状況です。

○**嘉陽宗儀委員** これを蒸し返してもしょうがないので話を戻します。68メートルは合法的ですか。

○**下地寛環境生活部長** 本会議でも少しお話ししましたが、廃棄物処理法一廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準の中では、ごみ山の高さについては特に基準はございません。飛散をしたり、流出するおそれがあるということで基本的には判断されると思いますし、その意味では、現在のごみ山の高さは処理基準上は問題があると考えています。

○**嘉陽宗儀委員** 問題があるから早目に改善しなさいと言っています。あの地域は農業振興地域から除外されましたか。

○**古謝隆環境整備課長** 存じ上げません。

○**嘉陽宗儀委員** 知らないならそれでいいです。向こうは農業振興地域で、なぜ農業振興地域ではそういったものをつくってはいけないのに、つくれるのかということで大分議論をしてまいりました。これは設置そのものが違法です。ですから、私は前にこういった違法を県が堂々と見過ごすということはけしからんので、刑事告訴、告発しなさいということを迫ったこともあります。環境生活部長、記憶ありませんか。

○**下地寛環境生活部長** 先ほども話をしましたけれども、例えば、管理型について言いますと、廃棄物処理法が沖縄で適用される前のことですので、その段



階で、例えば今の農業振興法の関係がどういった形で規制されていたか、その辺は定かではありません。これまで同様にそのような指導はしていないということになると思います。

○嘉陽宗儀委員 この陳情の中身は、具体的には、多岐にわたって12項目あります。これ全部に答えていますか、きょうの処理方針で。

○下地寛環境生活部長 我々としては、総括的に全体について処理方針も示しているつもりであります。

○嘉陽宗儀委員 包括的と言うので、包括的に入っているかどうか聞きます。この1番目、産業廃棄物最終処分場は防水設備がなく、浸出水を再利用した上で、濃縮汚染水が循環し地下浸透された状態であることから、早急に対策を講じること。地下浸透しているということについては、どのように答えていますか。

○古謝隆環境整備課長 先ほど、環境生活部長から申しあげましたけれども、当該施設につきましては、管理型区域については廃棄物処理法が施行される以前の昭和43年3月に設置されていまして、廃棄物処理法上の浸水防水装置はずっと後になっての設置でございます。そのときには合法的に設置されていまして、現在に至っております。我々としては周辺の地下水でありますとか、浸水の処理装置がございしますが、それでモニタリングをして、現在のところ外部には出ていないという確認をしております。焼却炉に冷却水として使われているということで確認しております。

○嘉陽宗儀委員 地下水の汚染についてもこれまで聞いてきましたが、皆さん方が地下水の調査をやりました。具体的にどのような方法でやったのか説明してもらえますか。

○古謝隆環境整備課長 地下水につきましては、事業者が毎年1回、全項目一たしか28か30項目くらいあったと思いますが、その中で平成23年8月にヒ素が検出されたということを受けまして、我々のほうで事業者へ指導をして毎月ヒ素について、検出された地点でずっと追跡調査を行わせています。その後には沖縄市のほうで調査を行って周辺の地域でヒ素が検出されたポイントがあるということがございましたので、我々のほうで表流水のところを調査して一側溝を

伝わって河川に表流水が行きますが、それについては特に問題ないという確認をしております。その後に、協議会の中で話をしまして、地下水について11地点、14項目—14項目といいますのは、ヒ素に付随して例えば鉄なども出てきますので、鉄、あるいは還元状態であるとヒ素が出やすいという状況がありますので、酸化還元電位とかそういったものを含めて今、14項目の調査をしております。

**○嘉陽宗儀委員** 皆さん方はこれまで、私の質疑に対しても一貫して地下水は汚染されていません、きちんと調査をしていますという説明をしてきました。私は現地に行って、実際にどのように地下水を調査しているのかを調べました。実際上は40メートルくらいやって、それから真水をとって、吸い上げて汚染していませんという説明をしていたと思いますが、どうでしょうか。

**○古謝隆環境整備課長** 地下水調査につきましては、通常はボーリング調査を行いまして地下水を採取するわけです。大体、地下水が出るところまで採取します。掘っていきます。その後に、地質的にどうなのかということで不透水層の厚みを確かめるためにもう少し掘り下げて地質調査を行いますけれども、住民立ち会いのもとに地下水調査—ボーリング地点を決めて地下水が出るところまでボーリングをしていますので、我々としては適正に分析されていると思っております。

**○嘉陽宗儀委員** 問題がありませんというので、向こうの現場を見ましたら—貯水池等を見ますと問題ありませんで済まされる状況ではないです。今、環境生活部長の前にヒ素入り汚染水を持ってきました。その分析表があります。私が現場に行って調査したときに、ずっとボーリングをして、普通はこれが浸透して地表の汚染水に全部入るはずですが、皆さん方はこれが入らないようにして、ここは全部コンクリートで覆ってしまって、この辺の地表の表面水は入らないようにする。ずっと地下水脈、向こうまで打ち込んで、地下水脈を吸い上げてこれは何も問題ありませんということでやってきているのではありませんか。

**○下地寛環境生活部長** 基本的に最終処分場の地下水の調査は、ある程度法令の中でやり方が決まっていますので、そのように、例えばコンクリートで壁をつくって入らないようにということはないと思います。基本的にはボーリングをして、不透水層の上にたまっている浸出水をとることが地下水の採水である

し、分析の手法であります。

○嘉陽宗儀委員 この手法については環境生活部長が言うとおりでありますが、現場ではそうなっていません。なぜそうなのですか。

○古謝隆環境整備課長 環境整備課としましても、地下水の調査ポイントも決めて、そこで採取をするに当たっては、事業者が出してきたボーリングの図面や委員の持っておられる図面は確認しております。その上で適切に地下水が採取できるということを確認しておりますので、我々としては今のところ問題はないと思っています。

○嘉陽宗儀委員 環境生活部長が言うように、ずっと浸透するようになって、このように地下水がこれに入って行って、ポンプで吸い上げて。汚染水をきちんととれるようになっていますが、コンクリートを打ってしまったら、ここから汚れは地表でしょ。そのものは排除して、汚れていないずっと下まで掘ったものだけ吸い上げるということになっているので、私は問題にしています。しかし、今、環境整備課長はそれを認めた上で問題ありませんと言うのですか、どちらですか。

○下地寛環境生活部長 基本的には最終処分場の地下水の採取の方法は、まず最初にボーリングをします。ボーリングをして浸出水が不透水層に当たったところにたまりますので、そこから採取できるような状況をまず探します。これは1回だけの測定ではありませんので、その穴はずっと保持しなくてはなりません。そのために鉄の管、またはセメントとかで穴を一継続的に採水して調査するために保全しなくてはならないということで、場合によってコンクリートの管か鉄の管をそのまま常置していて、しかし浸出水は下の不透水層まで来ますので、そこから水をとればしっかりと廃棄物処理場全体の浸出水をとれるという状況を、我々としても技術的に確認をした上で、採水については判断をしているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 浸出したら漏れていくから大丈夫と言っていますが、地下水脈は別の水がどんどん流れています。上から漏れるものだけではありません、ほとんど吸い上げるときには何もありません。そういうきれいな水を吸い上げて汚染はありませんというような、県民をごまかすようなことはやめるべきです。少なくとも七、八メートルくらいまで上の汚染水が浸透する、この区域の汚染

水はどのように取水していますか。

○古謝隆環境整備課長 先ほども申し上げましたけれども、管理型の区域につきましては、復帰前の設置ですが、簡易な取水設備、処理装置が設けられていて、そこで処理されたものについて我々のほうでも分析しておりますが、特に異常はございません。処理した後の水につきましては、上のほうにポンプでくみ上げて、冷却水として使われて、外部には放流されておられません。

○嘉陽宗儀委員 本会議でも聞きましたが、沖縄市池原産業廃棄物最終処分場変更認可申請における生活環境保全上の地質、地下水に関する意見書ということで平成18年11月。これを出したのは、沖縄県廃棄物処理施設生活環境影響評価専門委員が平成18年11月29日に受理されています。この環境影響評価専門委員は何ですか。

○古謝隆環境整備課長 廃棄物処理法の中で廃棄物処理施設を設ける場合には、生活環境保全上の意見を専門家に聞くということがございまして、その委員の方の意見です。

○嘉陽宗儀委員 この環境影響評価専門委員の皆さんの意見は正しい意見だということで認識していいですか。

○古謝隆環境整備課長 今、委員のお持ちの意見書は、県内でも地下水の権威のある先生からいただいた意見でございます。当該意見につきましては、管理型処分場の中に一旧来型処分場の中に現行の廃棄物処理法に基づいた新型の管理型処分場をつくる際にいただいた意見で、平成18年か平成19年ごろの意見だと思います。この中で、専門委員の指摘が出ているのは遮水シートを設けることについては、しっかりと施工しないと漏れる可能性があるもので、適切に対応する必要があるのではないかと。あるいは事業者が出している調査報告書の中で不明な部分があるのでそれを確認してほしいということがございましたので、我々のほうは事業者のほうと確認をしまして、シートについては接着面を強化したり、あるいは遮水シートについてはゴムシートを20倍にして、その間にマットを敷く形でやりまして、5層のシートにしまして、廃棄物処理法に適合するというを確認した上で許可を出しております。

○嘉陽宗儀委員 環境影響評価専門委員の皆さんの意見は、行政的にはどうい

う位置づけになりますか。聞いてもいい、聞かなくてもいいという程度ですか。

○古謝隆環境整備課長 廃棄物処理法の中で生活環境保全上の意見について聞くということになっておりますので、当然これは、専門的な先生方に我々のほうでお願いして意見を聞いているわけですので、この意見について受けとめるべきであろうと思っています。我々としてはお手元の意見に基づいて、遮水シート of 工法等について業者に確認して、しっかりと対応できているということを確認した上で許可を出しております。

○嘉陽宗儀委員 この意見書の中の9番目に、知事は施設の変更について審査、検討する前に同社の処分場の現況を確認し、現許可に反する事項については、全て改善等の指示、命令を行うべきであると。これはやりましたか。

○下地寛環境生活部長 環境影響評価専門委員の意見は、従来型つまり復帰前の施設の管理型の処分場の中に、その一角を新たに、新しい法律といいますか、廃棄物処理法の基準に適合するような形で新しく管理型の最終処分場をつくるということが申請として出されました。その審査の中で、こういった専門委員の意見を聞くということで、県がある意味では設置した専門委員ですので、当然、専門委員の意見は十分我々も受けとめて、きちんと専門委員の意見が通るような形で事業者を指導して、新しい最終処分場をつくったということが基本的な事実です。

○嘉陽宗儀委員 今、私が聞いたのは、この文書に基づいて改善などの指示、命令を行うべきであるということを書いているわけですから、その指示、命令はきちんとやりましたかと聞いています。

○下地寛環境生活部長 新しい施設の変更申請で出していますので、当然、法令に合う形で指導、改善をした上で、新しい施設は設置許可を出していると理解しております。

○嘉陽宗儀委員 もう一度聞きます。指示、命令は出しましたか。

○下地寛環境生活部長 出しています。

○嘉陽宗儀委員 後でその資料を提出してください。

文面の中に、水処理施設もなく、また遮水溝も備えていなかったため、当該処分場の周辺地下水は、既に処分場からの汚染水の浸透により汚染されているおそれがある、このことについてきちんとやりましたか。これについてはどう思いますか。

**○下地寛環境生活部長** きちんと誤解がないように再度申し上げます。先ほど、私が改善、指導した命令をしたと申しましたのは、新しい施設の変更許可申請が出ているものについては、当然新しい法令の基準に基づいてこうなさい、あのようになさいという形で指導したということで申し上げました。今の嘉陽委員の話は、旧来型、つまり法律の施行前、新しい基準などが適用される前の施設について、そのときにはみなし基準で県としては指導しています。そういったものに対して、今の環境影響評価専門委員の委員から、現行の新しいものではなくて、現行の処分場は旧来型で、今おっしゃるような、例えば浸出水が汚染するかもしれないということを話したと思います。そういった理解でいきますと、そういったものに対する不安を払拭するために、我々は事業者に対して、きちんと浸出水をモニタリングしなさいと。場合によって県も周辺で表流水を調べたり、つまりそういった旧来の基準ではありますが、環境汚染がないようにきちんとしたモニタリングを実施しているということが事実だと認識しております。

**○嘉陽宗儀委員** 環境影響評価専門委員の中身をずっと読んでいますと、問題にしていることは旧型か新型かではなくて、環境汚染、地下水が汚染されているという警告をしています。新型かどうかではないです。結局は、現在の処分場に対して、遮水溝を施さないものであり、浸透水は周辺土壌や地下水に流出して汚染し続けることを県は放置するのかと聞いています。そこまで言っています。

**○下地寛環境生活部長** 少し繰り返しになりますが、そういった懸念に対して県はどうするかということで、事業者に対しては浸出水の検査をしなさい。県みずからも周辺の表流水とか、場合によっては地下水を検査をしながら、当然、法律がしっかりと適用できるような施設であればそういったことはないかもしれませんが、そういった法律が適用される前の施設ですので、そういった懸念に対しては県がみずからそういった調査をしながら、それが環境を汚染しないように常にモニタリングしながら注意を払っているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 現状はそれ以上の範囲をどんどん拡散して、容積もふえたり、かつ安定型、管理型の区別もない。浸透水については浸出水の処理施設の設置もないので、これは行うべきであると勧告しています。それについてどう取り扱っていますか。

○古謝隆環境整備課長 今、当該処分場につきましては、地下水の中の特にヒ素が問題になっているかと思えます。ヒ素以外の項目—重金属等については、これまでも地下水で検出されたことはございません。オーバーしたことは一度もございません。ヒ素につきましては、協議会の中で、先ほど申し上げましたけれども、意見を踏まえて11地点で広域的に調査しているところでございまして、今後季節的な変動も含めて広がりがあるのかどうか、あるいは値がどのように変化するのか、それは協議会の中でお示しして、意見を踏まえながら次の調査に生かしていくということで適切に対応していきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 今の文書を先に進みますと、非常に気になることが書いています。紹介します。「降雨時に、処分場表面に降った雨がそのまま表流水として域外に流出している。真っ黒な汚水であり、このような水が河川、水路等の公共用水域の源流付近で流入している。」。比謝川もそうですし、倉敷ダムもそうです。流入していると警告しています。汚水の域外流出を完全に防止することと言っていますが、これについてどのような対策をとっていますか。

○古謝隆環境整備課長 先ほども申し上げましたけれども、地下水を調査するに当たりまして、我々のほうで昨年8月に地元の自治会の方にも御相談しまして、表流水の調査を行っています。当該処分場一帯の表流水につきましては、そこを伝わって兼箇段川を經由して天願川あるいは比謝川に行く流れもございましてけれども、我々のほうで検証した限りでは、ヒ素がオーバーして検出された値はありませんでした。加えて、年1回公共水域の調査をしておりますが、その中でも天願川の基準点あるいは比謝川の基準点でヒ素が値を超えたことはございません。

○嘉陽宗儀委員 ある水の成分でヒ素の話もしました。いろいろな化学物質が出ていることもやりました。ただ、皆さん方は自然にもありますということで言いわけしていますが、これは許されません。県民の健康に直接かかわります。しかも水に関係します。あそこはやはり、うるま市側と沖縄市のほうに地下水が分かれていくところですので、その汚染は広範囲に県民の水がめに影響し

ていきます。この中身を見ますと、やはり化学物質が入っていて、それを県民が飲むようなことになってはよくない。先日、企業局に聞いたところ、企業局は比謝川からポンプ場に取り水していますよね。その中のK20はやはり化学物質が検出されたということで、企業局の水としては適さないので、比謝川に流して使うということになっています。こういう事態が既に出ています、企業局のポンプ場からも化学物質が検出されたと。これについてどう思いますか。

**○古謝隆環境整備課長** 今、委員のお持ちの企業局のポイントは、後で確認させていただきたいと思います。少なくともヒ素が事業者の敷地内で検出された地点、あるいは沖縄市で検査をしてヒ素が検出された地点につきましては、飲料水に使われたり、あるいは農作物に使われていないという実態の部分も、我々も確認していますので、直ちに今のところ影響はないと思っております。ヒ素が超過した原因はどこにあるのか、自然由来も含めていろいろな傾向、季節的な傾向などを見てもいいとわかりませんので、これから何回か調査をして、協議会の中でデータを示しながら対応を御相談していきたいと思っております。

**○嘉陽宗儀委員** 事業者について、長年私は見てきていますが、北谷町の宮城、不法投棄をして逮捕される。いろいろな事件を起こしてきています。そういう面ではなかなかしたたかといいますか、なかなか改善しないということがありますので、皆さん方も腹を据えて、やはりごみ山問題一つ見ても、当然廃棄物処理法ではこのようなことは許されていないので、厳格に法を守ると。皆さん方はそのように厳しく対応して、きちんと守らせていって、環境でたくさん心配しているわけですから、特に水の問題は一ヒ素は猛毒ですので、こういうことが放置されているということは許されません。厳しく対応してほしいと思います。ごみ山問題もいつまでに解決するのか示してほしい。決意を伺って終わります。

**○下地寛環境生活部長** 倉敷環境のゴミ山の問題、私は本会議でも答弁しましたが、やはり行政の指導のあり方について、県も反省をしなければいけないということは思っております。そういった意味で、事業者のほうにも私は何度も言っていますが、法令に従ってしっかりと基準を守って事業を行うと。それから、地下水の汚染については今、包括的な調査をしておりますので、その辺でしっかりとデータが出た場合に、きちんと我々としても対応していきたいと考えております。



○嘉陽宗儀委員 環境生活部長は今年度で終わりですよ。少なくとも、立つ鳥跡を濁さずで、新しい部長にこういったことを引き継がないようにして、今後の決意を述べてもらって終わります。

○下地寛環境生活部長 沖縄市の倉敷周辺、多くの廃棄物処分場があります。いろいろと問題を抱えているところもありますが、やはりこれからの廃棄物行政は本当に地域に理解を得られなければならないということは、ここ何年かの風潮だと思います。やはり行政としてもそういうことをしっかりと指導しながら、地域住民に安心してもらえるように、このことについては課長以下、皆さんそういう気持ちを持っていると思いますし、新しい環境生活部長にもしっかりと引き継いでいきたいと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 新規陳情第16号、産業廃棄物最終処分場建設についての情報公開及び処分方法の見直しを求める陳情についてお伺いします。

これは、いわゆる公共関与の第三セクターで管理型処分場を建設するという、沖縄県の懸案の事業でもあります。相当関心を持って見ていましたら、案の定、なかなか前に進まない。いわゆる予定地が転々と変わり、住民からは反対の声が上がるということで転々としていて、2年前に3地区に絞ったということでニュースで見ました。この陳情ですが、私も少し違和感を持っていました。去年の11月27日の琉球新報の記事ですが、名護市安和に産廃最終施設、第三セクターで14年度着工へと。かなり既に調べて14年度着工ということで記事として載りましたけれども、記事を見ますと、県は地元と環境保全策や処分場使用後の跡地利用などについて手厚く説明し、地元の理解を得るとして。これまで県として名護市安和に焦点を当てて、今までどれくらいの地元の皆さんとの合意形成を図ってきたのかということをお伺いしたいと思います。

○下地寛環境生活部長 新聞報道でそのように、いかにも決まったように報道されたということは私としては心外ですし、そういった事実は全くございません。ただ、我々としては地元にとしっかりと話をするという中で、ここ2年くらい名護市安和は、県の説明に対してまずは説明を聞きますという対応があったものですから、我々としてはしっかりと地元の説明をしようということで、これまでやってきています。これまでの説明会は、名護市に平成22年から1回、

3回、9回と計13回。本部町に対しては、平成20年に3回、平成21年に1回、平成22年1回、計5回。これまでに18回、本部町と名護市に説明しております。

○奥平一夫委員 この名護市安和地区は、本部町と名護市の境界にある地域ですよね。その処分場は名護市ということですか。

○下地寛環境生活部長 基本的には本部町の崎本部というところにも候補地がありました。名護市安和にも候補地がありました。ですから、両方の市長、町長に、県としては構想をつくってここを候補地にしていますということで最初の説明に入りました。その回数を先ほど申し上げたところでございます。

○奥平一夫委員 私が言ったのは、名護市安和に焦点を当てて説明会、あるいは住民との合意を取りつけるためのさまざまなことをしたのは、どういう説明をしたのですか。今は名護市安和に絞って話を聞いています。名護市安和についてはどれくらいの説明といたしますか、されましたか。

○下地寛環境生活部長 説明会というのは、例えば、廃棄物についての勉強会とか、今我々が計画している施設や設備はこういったものを予定していますとか、さまざまあります。名護市安和の候補地については、一番近いところは安和区の部間という集落です。これは十数件の集落ですが、一番近いところの部間部落にまずは何回か説明をして、部間の皆さんにある程度、もちろん完全に賛成ではないですが、ある程度方向性としては話を聞いていきたいと思います。しかし、部間の皆さんも我々だけが聞いてもおかしいので、安和全体で議論をしましょうということで、部間のある程度の方向性の一致を見たところで、安和区全体の中での説明であったり、先進地施設をやってきたというのが一つの流れです。

○奥平一夫委員 なぜそういうことを聞くかといいますと、やはりこういった処分場の誘致問題は非常に微妙な問題がありまして、何度も何度も宮古島の産廃の問題でも、皆さんにも苦情も伝えたりしましたけれども、つまり、地元住民の理解を得ることが大前提です。丁寧に丁寧に説明をしていくということが一番大事です。ですから今どれくらいなのかということをお聞きしました。その中で、この陳情要旨の中にも、地元の理解を得られているとは到底言えないという文章がございます。皆さんもそのように理解していますか。

○**下地寛環境生活部長** 私が名護市安和区の説明会—基本的には行政委員の皆さんが中心になっていました。ほぼ全員に近い行政委員がいらっしゃいました。そのときに私が説明をしましたが、理解を示す委員の皆さんもいましたし、反対という委員もおりました。ですから、名護市安和区全体としては全員が賛成ということではないと思っておりますので、我々としては引き続き名護市安和区との合意形成といいますか、地元の理解を得るということを現在も作業として進めているというところです。

○**奥平一夫委員** 地元の理解ということについて、どこまでが地元の理解ということで認識をするかが非常に問題です。どのくらいのレベルなのかということが私にはわかりませんが、これはどのように認識していますか。

○**下地寛環境生活部長** ささまざまな合意があると思いますが、名護市安和の皆さんが全体として基本的には処分場の建設に同意しますということで、名護市安和区本体が基本的に基本合意を締結して、賛成という意味で基本合意を締結した後に、例えば、名護市や名護市議会などを含めて、名護市全体の中で同意が得られるような作業を我々としては進めていきたいと考えています。

○**奥平一夫委員** ぜひ、そういう姿勢を忘れないで。今も話がありましたが下地環境生活部長はこれで別のところに行かれますが、次の環境生活部長にもきちんとその辺を伝えながら、しっかりと丁寧に説明をしていくことだけは基本にやっていただきたいと思います。いわゆる理解を得てもらうためにも、いろいろと先進地視察ということが陳情の趣旨にもありますが、一部の区民を対象に5回に及ぶ県外視察を行っていますと。一部の区民というくくりで、それによしと考えますか。

○**下地寛環境生活部長** 我々は募集をして、都合で行けない方もいますので、なるべく多くの一賛成でも反対でもどちらでもよろしいですので、まずは施設を見ていただく。我々が想定している施設を見ていただくということが前提です。これまで参加は延べ113名です。参加者一人一人の数を数えますと92名います。名護市安和区で68名、先ほど説明いたしました部間班は19名、その他で5名です。あくまでも全体の皆さんに行ってもらいたいということが我々の趣旨ですので、同じ人ばかり何度も連れて行っているということはありません。例えば、婦人会で行ったり、青年会で行ったり、農業委員会で行ったりと、いろいろな世代といいますか、そういう人たちにもそれぞれの仲間で行ってもら

っています。

○奥平一夫委員 それを積み重ねて行って、最終的にはどういうところで合意を得たと理解しますか。

○下地寛環境生活部長 基本的には名護市安和区全体の中で多くの皆さんが賛同をしていただければ、我々としては基本合意書を締結したいという考えは持っています。

○奥平一夫委員 陳情の要旨にもありますが、やはり環境汚染を非常に心配しています。ですから、そういう意味ではさまざまな情報を開示していく。そういうことをしっかりと、一部行政委員だけではなくて、できれば各戸にそういうデータを配付して、こういったことを今やっていると、こういう海洋汚染についての心配があります、実はこういうことがあります。そういうきちんとしたデータを、情報を開示していくことを約束できますか。

○下地寛環境生活部長 第三セクターをつくっている意味はそこにあると思います。住民の皆さんが視察した島根県であれ、高知県であれ、特に環境情報については全て公開しています。生データから全てです。当然、建設については金銭的な情報は開示できませんが、基本的なスタンスは全ての情報を開示することが県としての責任だと思っています。そのようにやりたいと思っています。

○奥平一夫委員 名護市議会が反対決議をしています。それはどういう理由によって反対を決議したのでしょうか。

○下地寛環境生活部長 名護市議会は第3の候補地が名護市安和ということで提示されたときに、反対決議をしたということを承知しています。その反対決議をした場所から、名護市安和区の皆さんの提案を受けながら少しずつらしいといえますか、何百メートルずらしたと。そこが一番適切ではないかということもありまして、そこを再度調査した上で、規模などいろいろなものを想定しながら今の場所を決めました。ある意味では、今の新しい場所については名護市議会も一度視察をしています、特にまだ反対決議はしておりませんので、私としてもそのように理解しています。

○奥平一夫委員 今の名護市安和区の中では最終処分場の問題についても、地

元のみみんなも考えようということで、この前の新聞報道での記事があります。これは県の方針とも少し違う、産業廃棄物をどう再資源化していくかということを中心にして考えていらっしゃる皆さんで、その方たちが陳情を出されたと思います。地元の住民が産業廃棄物処分に対してどのような考え方をしているのか、あるいは県がどのような考え方を持って住民を説得していくかは非常に大事な部分です。ですから、ここに出ています2014年度着工という文言だけは相当地元の皆さんを追い込むわけです。これは撤回していただけないですか。いきなり2014年度着工ということになりますと、地元の皆さんも非常に焦ってしまって、きちんとした議論もできないと思いますが、いかがですか。

**○下地寛環境生活部長** 私はその新聞記事が載ったときに、記事を書いた記者にも確認をしましたし、その後に私がそういったことを言ったこともありませんので、そういうことはないということをお名護市安和区長、部間区長、名護市長、名護市副市長にも説明をしました。そういうことはありませんと、2014年度に着工するというような意思表示をしたことはありませんということをしつかりと説明しました。例えば、先週の予算特別委員会があつて、その中で私が平成26年度着手、平成28年度供用開始ができたらいいと、しかし地元の合意形成が一番最初ですということをお話したつもりですが、次の日の新聞報道には平成26年度着工、平成28年度供用開始という、いかにも決定されたような記事が載っていました。ですから、私が言ったことと事実とは反するということですので、撤回ということではなくて、趣旨としては地元の理解を得て、現在の沖縄県の産業廃棄物最終処分場の状況を見ると、その時期にできるように県としては頑張りたいという意味だと理解していただきたいと思います。

**○奥平一夫委員** わかりました。これはとにかく住民にきちんと情報を開示することが一番大事だし、住民の声を聞くことが非常に大事ですので、できるだけ回数を多くして皆さんともお会いになり、あるいは現場にも、そこを見たいと言うならば見せてあげることについてもきちんとやっていただけないですか。できますか。

**○下地寛環境生活部長** それは要望があれば、名護市安和区と県、来年度は新しい会社もスタートしますので一実際に事業をするのは第三セクターの会社ですので、県と名護市と地元と会社が一体となってしっかりと対応していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 やはりこの問題は実際に現場を視察することも大事だと思いますし、陳情された方の意見を聞くことも大事だと思いますので、その辺は委員長において取り計らっていただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

ここで、本日が本委員会への最後の出席となる下地環境生活部長から、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 改めまして3年間、県議会の委員の先生、議員の先生方と一生懸命、いろいろな問題が山のようにありましたけれども、解決に向けて切磋琢磨してきたつもりでございます。文教厚生委員会で1年、そして土木環境委員会で2年ということで、委員の先生方には大変お世話になりました。私は常日ごろ職員に対しても問題意識、問題があればそれを解決していくことが我々行政に課せられた非常に大きな責任でありますし、それをやって当然だと思います。その解決に当たって、常に現場感覚、常に現場に行ってその中でさまざまな状況を見れば必ず解決策はあると私は思って、みずからも現場感覚でやってきましたし、職員にもそのように指導してきたつもりです。そして、解決するに当たっては常にプラス思考で、後ろ向きではなくて前向きに常に県民目線で、ぜひ問題の解決を図っていただきたいということを話してきたつもりです。今後も、職員の皆さん、環境行政を担う方もたくさんいますので、また議員の先生方の御指導を仰ぎながらしっかりと環境行政をやっていきたいと思っております。私は外に出ることになるかもしれませんが、また県民として、赴任するところの職員として、しっかりと県の行政を支えていけたらと思っています。ありがとうございました。

○中川京貴委員長 下地環境生活部長、そして説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2について、審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

兼島規企業局長。

○兼島規企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決などについて協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第13号議案から乙第18号議案まで及び乙第38号議案から乙第42号議案までの条例議案11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案11件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第18号議案まで及び乙第38号議案から乙第42号議案までの条例議案11件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第56号議案、乙第60号議案及び乙第63号議案の議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第56号議案、乙第60号議案及び乙第63号議案の議決議案3件は可決されました。

次に、ただいま可決されました乙第56号議案訴えの提起については、新里米吉委員ほか5人から、別紙のとおり附帯決議が提出されております。

なお、附帯決議案は、お手元に配付しているとおりであります。

よって、この際、乙第56号議案に対する附帯決議を議題として、提出者から趣旨説明を求めます。

新里米吉委員。



○新里米吉委員 県営住宅家賃の免除については、委員会の質疑の中で、県のほうも速やかにそういう方向で努力をしたいということでしたので、議会としてもやはり6月定例会までにやるようにと、早期にやるように促すことが大事ではないかと思えます。

○中川京貴委員長 以上で、新里委員の附帯決議の趣旨説明は終わりました。

これより、乙第56号議案の附帯決議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

以上で、乙第56号議案に対する附帯決議案に対する質疑を終結いたします。

これより乙第56号議案に対する附帯決議案の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第56号議案に対する附帯決議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第56号議案に対する附帯決議案は可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情27件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、3月8日の土木環境委員会において提案のあった東村高江の米軍施設視察について協議した結果、別紙視察日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、中川委員長から、平成25年度の海外視察調査については6月定例会までに案を示す予定であることを報告した。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中川京貴